

第2章 都市計画対象事業の計画内容

第2章 都市計画対象事業の計画内容

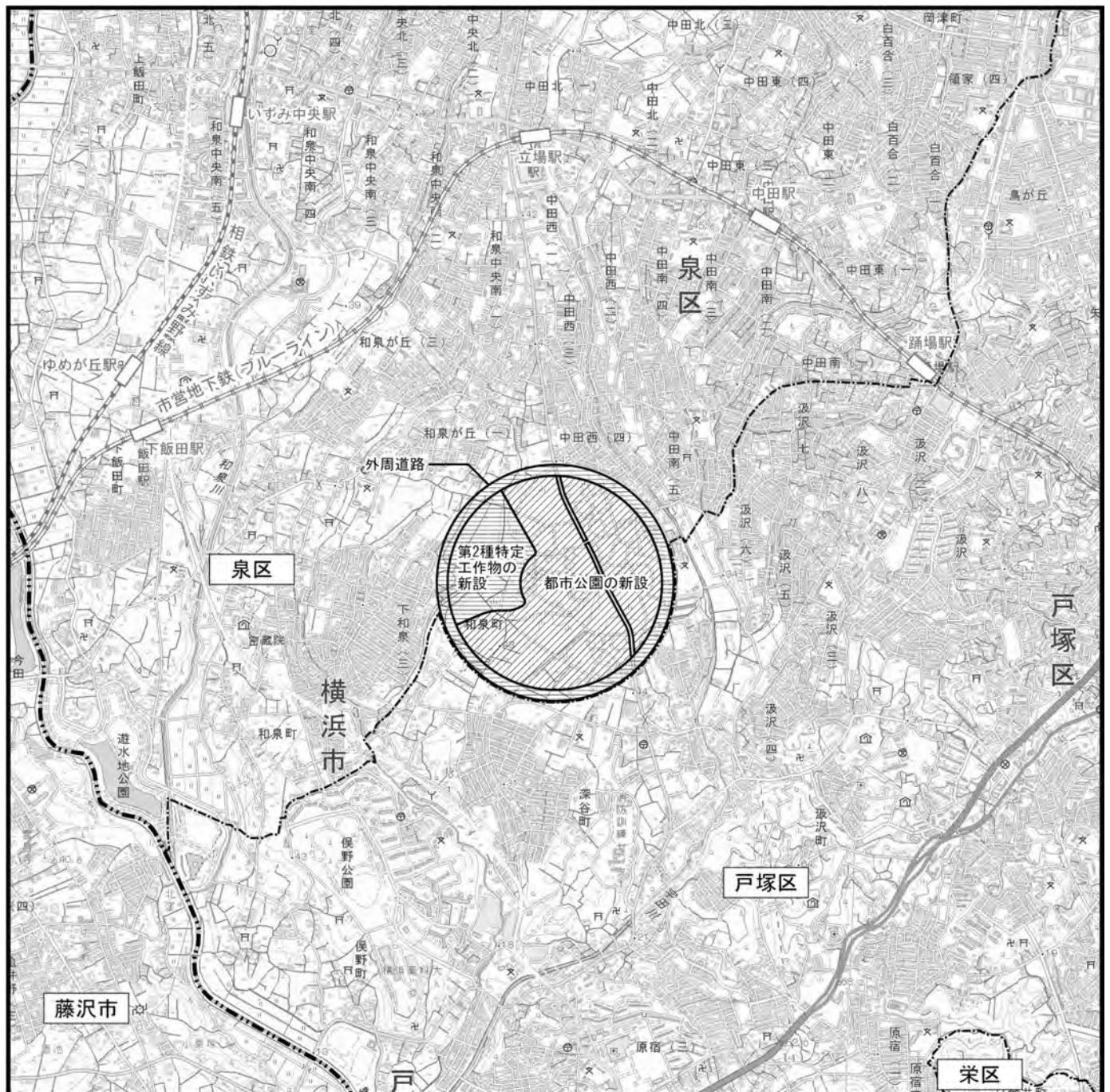
2.1 都市計画対象事業の概要

都市計画対象事業の概要は、表 2.1.1 に示すとおりです。

また、都市計画対象事業が実施されるべき区域（以下、「対象事業実施区域」といいます。）は、図 2.1.1 (1) ~ (2) に示すとおりです。

表 2.1.1 都市計画対象事業の概要

項目	公園整備事業	墓園整備事業
都市計画決定権者の名称並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	<p>【都市計画決定権者】 横浜市</p> <p>【当該対象事業を実施しようとする者】 名称 横浜市 代表者の氏名 山中 竹春 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10</p>	
都市計画対象事業の名称	(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業	
都市計画対象事業の種類、規模	<p>運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設</p> <p>(第1分類事業) 敷地面積：約47.7ha 形質変更区域面積：約47.7ha ※公園整備事業全体の面積：約47.7ha</p>	<p>運動施設、レクリエーション施設等の建設：第2種特定工作物の新設（墓園）</p> <p>(第1分類事業) 第2種特定工作物の新設に係る 面積：約13.1ha（市街化調整区域） ※墓園整備事業全体の面積：約28.1ha ※外周道路：約15.0ha</p>
対象事業実施区域	横浜市泉区和泉町、中田町地内	
都市計画対象事業に係る許可等の内容	<p>【都市計画決定】 都市計画法第19条</p> <p>【都市計画事業認可】 都市計画法第59条</p> <p>【一定の規模以上の土地の形質の変更届出】 土壤汚染対策法第4条第1項</p> <p>【指定区域内の土地の形質の変更届出】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19</p> <p>【建築物の確認】 建築基準法第6条第1項</p>	<p>【都市計画決定】 都市計画法第19条</p> <p>【都市計画事業認可】 都市計画法第59条</p> <p>【一定の規模以上の土地の形質の変更届出】 土壤汚染対策法第4条第1項</p> <p>【指定区域内の土地の形質の変更届出】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19</p> <p>【建築物の確認】 建築基準法第6条第1項</p> <p>【墓地等の経営の許可の申請等】 墓地、埋葬等に関する法律第10条 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条</p>
環境影響評価の受託者	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長 野崎 秀則 東京都渋谷区本町3丁目12番1号 住友不動産西新宿ビル6号館	



凡 例

■：対象事業実施区域（公園）

■：対象事業実施区域（墓園）

---：市 境

----：区 境

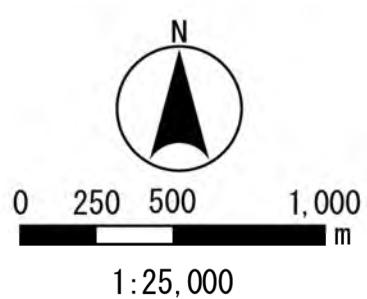
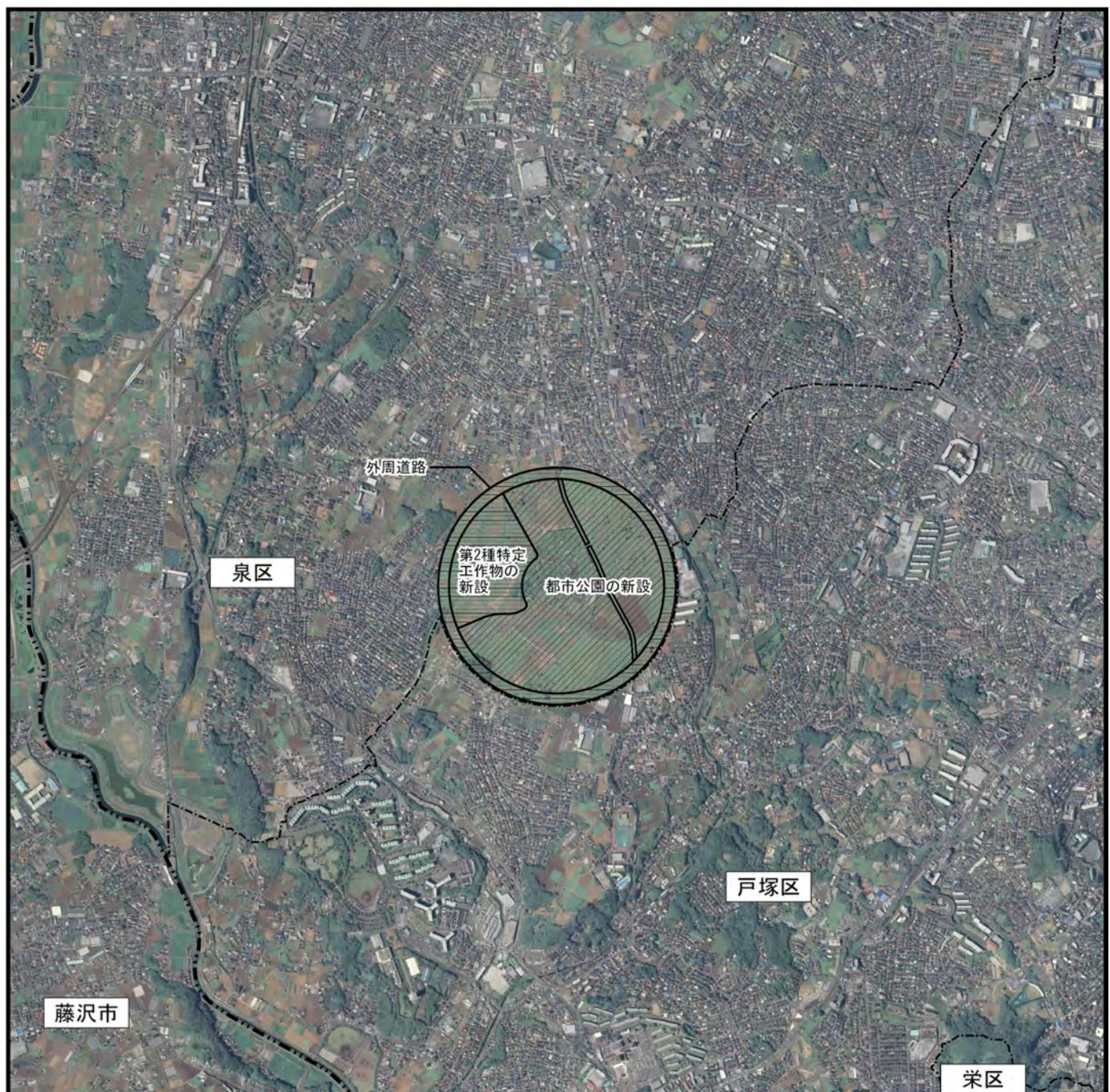


図 2.1.1 (1) 対象事業実施区域
位置図



凡 例

■：対象事業実施区域（公園）

■：対象事業実施区域（墓園）

---：市 境

----：区 境

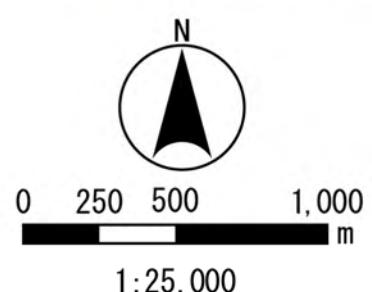


図 2.1.1 (2) 対象事業実施区域

位置図

資料：「横浜市第11次緑地環境診断調査」（横浜市環境創造局、令和2年3月）
を基に加工して作成

2.2 都市計画対象事業の目的及び必要性

2.2.1 都市計画対象事業の目的及び必要性

深谷通信所跡地は、戦時に地元で「深谷通信隊」と呼ばれていた旧日本海軍の通信施設（正式名称：東京海軍通信隊戸塚分遣隊）でした。西太平洋海域での送信力強化を目的として、昭和16年に敷地の買収、整地が行われ、昭和19年3月に開隊しました。正確な理由は不明ですが、敷地は直径約1kmの円形となっており、大正2年に建設された直径約800mの円形の船橋分遣隊（千葉県）を先例として、それを上回る「東洋一」を目指していたようです。

戦後、昭和20年に通信施設用地として米軍に接収され、平成16年の日米政府間における返還方針合意を経て、平成26年6月に返還されました。この間に米軍施設返還跡地利用指針、横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画を策定し、返還後の市内の米軍施設の跡地利用計画を検討してきました。その中で、「自然・スポーツ・文化等広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指す」としています。また、地元の市民を中心に、これまで深谷通信所跡地の利用に関して様々な意見や要望をいただきており、それらを踏まえた機能や施設の導入を検討してきました。

本市では、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、健康寿命の延伸、都市インフラの老朽化等社会情勢の変化を受けて、郊外部の再生・活性化、都市インフラの強化、市民の健康づくり、緑の保全・創出、災害に強いまちづくり等への対応を図っています。

このような背景から、公園整備事業において、災害時に広域的な防災拠点として利用できる等の防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園の整備を目指します。

本市では、令和4年からの20年間で、約83万人の死亡者を推計しています。加えて、墓地に関する市民アンケート調査等より、公民あわせて約11万区画の墓地整備が必要だと考えています。そのため、大規模施設跡地等を対象とした緑豊かな墓園の整備を計画しています。

このような状況を鑑み、墓園整備事業のうち墓園においては、約13.1haの墓園（芝生型納骨施設約15,000区画、合葬式納骨施設約30,000体）を整備します。さらに、墓園整備事業のうち外周道路においては、車道や歩道機能に加え、緑豊かな空間の中でジョギング、サイクリング等を楽しめる、健康づくりにも寄与する幅員約50mの道路を整備します。

2.2.2 暫定利用

現在、深谷通信所跡地の土地は、国が管理をしており、一部を本市が国から借り受け、管理しています。本市が借り受けている部分については、野球場、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、地域の広場及び市民生活上必要な通路として暫定利用しています。なお、中心部は囲障区域となっており、返還後も立入りが禁止されています（図2.2.1参照）。

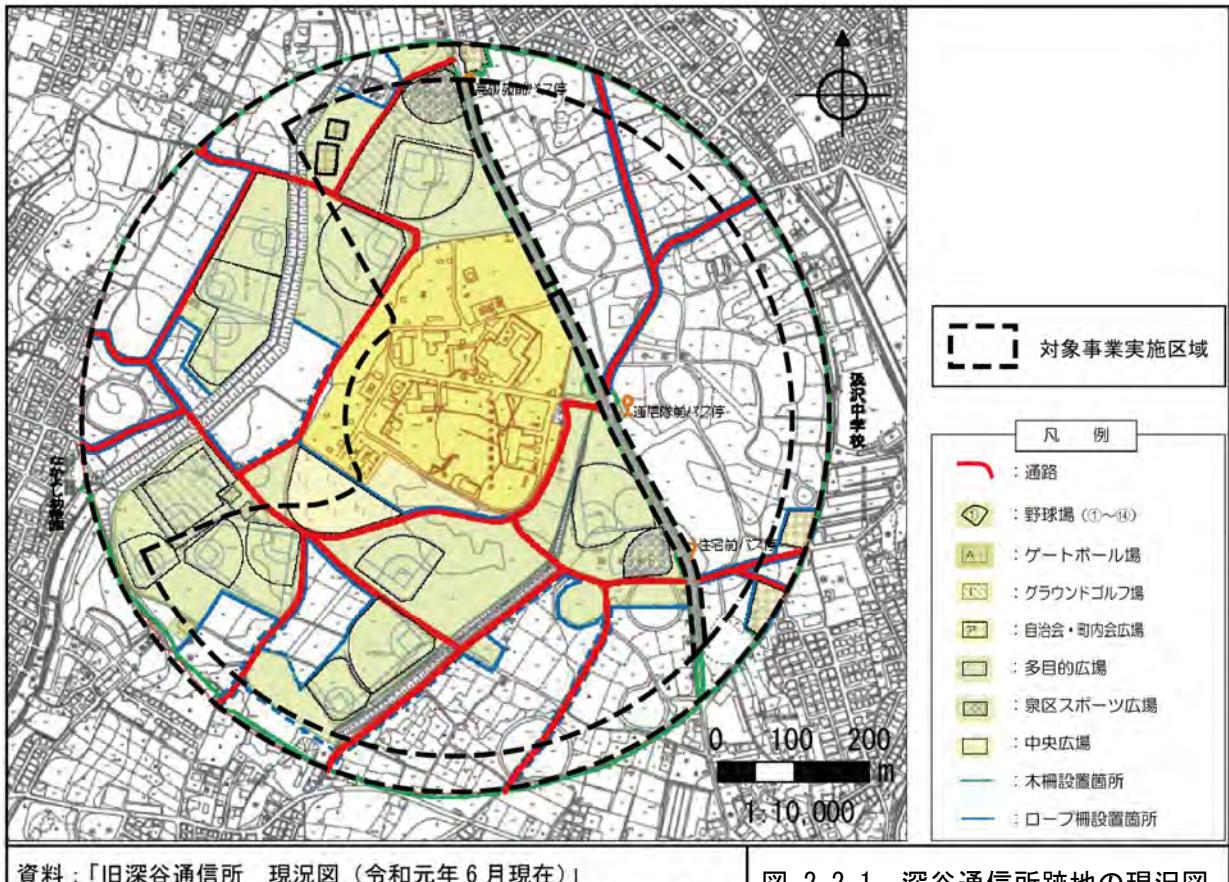


図 2.2.1 深谷通信所跡地の現況図

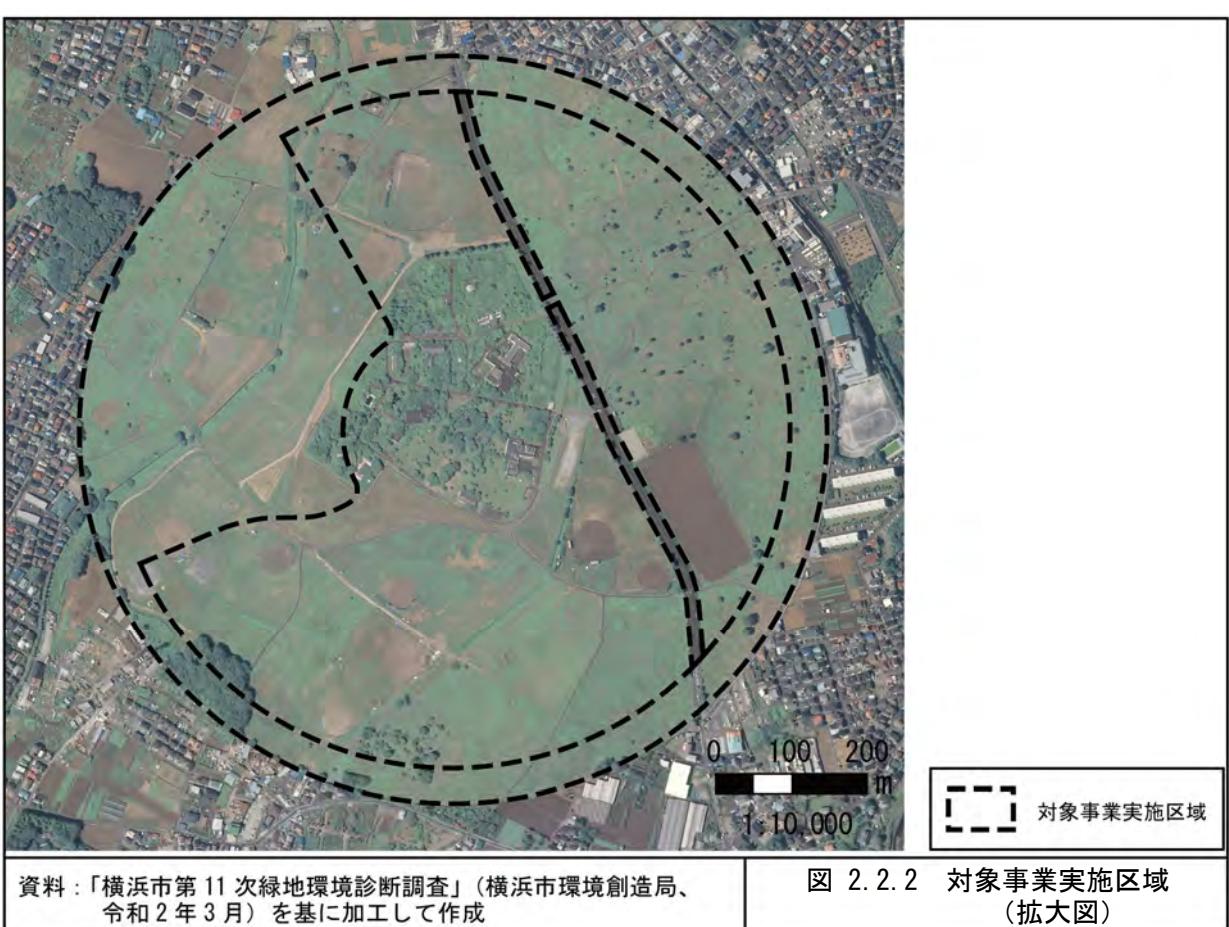


図 2.2.2 対象事業実施区域
(拡大図)

2.3 都市計画対象事業の計画内容

2.3.1 テーマ

深谷通信所跡地の特性である広大な円形の空間を生かして、人と地域を災害からまもり、緑豊かな空間の中で、健康づくりに寄与する公園を中心とした、人々がふれあう活気のある空間の創出を目指します。

テーマ：『緑でつながる魅力的な円形空間』

- 市民が楽しみながら元気になれる「健康・スポーツの拠点」をつくります。
- 「人と人」「過去と未来」をつなぎ、「人と自然」をそだてます。
- 「人と地域」を災害からまもり、「緑豊かな環境」をまもります。

2.3.2 整備方針

1) 防災機能の確保

- ・広大な敷地を生かして、「発災直後」「応急対策段階」「復旧・復興段階」等、時期に応じて広域かつ地域の防災性向上に貢献できる整備を行います。
- ・発災直後には広域避難場所としての活用を想定します。(外周道路は延焼遮断帯としての効果も想定します。)
- ・応急対策段階、復旧・復興段階では、必要に応じて救援活動の拠点や資機材置場等としての活用も想定した、施設整備を行います。
- ・横浜市地震防災戦略に基づき、広域防災拠点を補完する拠点として、必要な防災機能の整備を行います。なお、広域避難場所の指定は継続します。

2) 地域の人がふれあう広々とした空間の創出

- ・大規模なオープンスペースを活用し、地域や市民のための空間を創出します。
- ・長期に渡り米軍施設として提供されてきた歴史的経緯から、市民に開かれ、地域の交流やふれあいに供する場を目指します。
- ・障害者、高齢者、子供等、誰もが安全、安心、快適に利用できる場を目指します。

3) 豊かな自然環境の創出

- ・都市における貴重な緑の拠点となる、自然豊かな環境づくりを目指します。
- ・樹林地や広々とした原っぱ、四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な自然環境を創出します。

4) 市民の健康づくりへの寄与

- ・健康づくりに役立つ施設や仕組みを取り入れて、市民の健康づくりに寄与する場としていきます。
- ・軽い運動から本格的なスポーツまで、世代や性別、経験の有無に関わらず、誰もがスポーツを楽しむことのできる場とします。

5) 全市の・広域的な課題への対応

- ・広域的な利用が見込まれる施設の配置等、郊外部の活性化に貢献する計画とします。
- ・超高齢社会に伴い、市内の墓地不足が予測されている状況を鑑み、市営の墓園の整備を進めます。
- ・境川流域の水害対策として、雨水調整池の整備を進めます。

6) 歴史・景観・環境への配慮

- ・特徴である円形形状を後世に残す等、歴史を継承します。
- ・富士山の眺望に配慮して、魅力的で個性的な景観を目指します。
- ・周辺の環境にも配慮した計画とします。
- ・再生可能エネルギーの活用等、環境の保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を進めます。

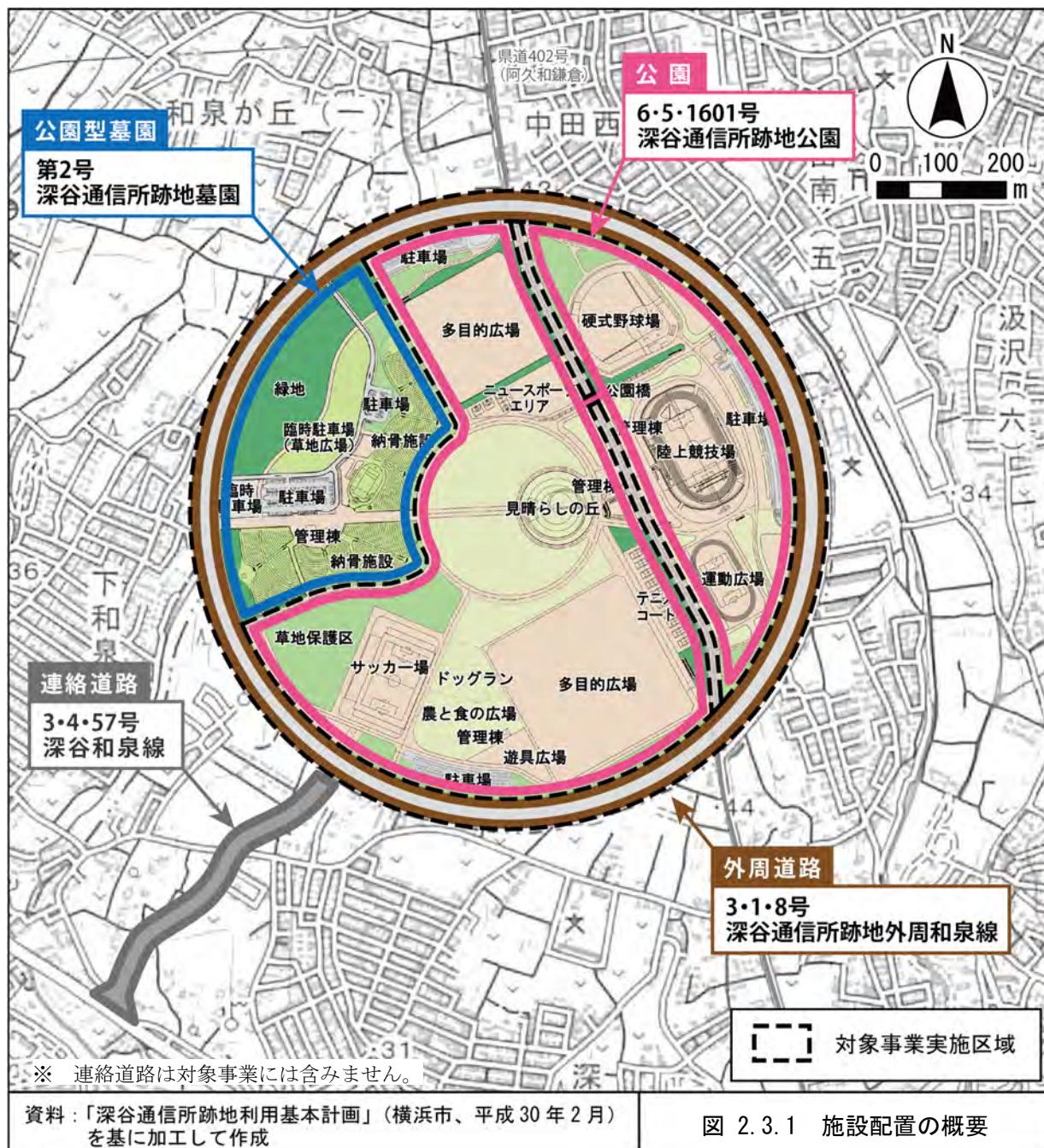
7) 社会経済状況への配慮

- ・財政負担の平準化、社会動向の変化、暫定利用等を考慮して、段階的な整備計画とします。
- ・スポーツに対する嗜好の変化や機能及び役割への新たな要望等、今後、想定される社会的要請の変化にも柔軟に対応できる計画とします。
- ・財政負担軽減や良質なサービスの提供等、効率的で効果的な整備、運営が図られるよう、公民連携等の新たな手法を導入した計画とします。

2.3.3 全体概要

1) 施設配置の概要

施設配置の概要は「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成30年2月）を基に検討し、図2.3.1に示すとおりとしました（「資料編 1.1 基本計画の内容（深谷通信所跡地）」（p.資1.1-1～p.資1.1-9）参照）。対象事業実施区域の全域が形質変更区域となります。敷地の大部分に公園、西側に公園型墓園、敷地外周に外周道路を整備します。また、公園及び墓園整備事業とは別事業として環状4号線につながる連絡道路が計画されています。



2) 都市計画変更の概要

公園及び墓園整備事業における都市計画変更する内容は、表 2.3.1～表 2.3.3 に示すとおりです。

表 2.3.1 都市計画変更（追加）する内容（公園整備事業）

種類	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
運動公園	6・5・1601	深谷通信所跡地公園	泉区和泉町及び中田町	約 47.7ha	広場、陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、駐車場、園路、緑地等

表 2.3.2 都市計画変更（追加）する内容（墓園整備事業：墓園）

名称		位置	面積	備考
番号	墓園名			
2	深谷通信所跡地墓園	泉区和泉町	約 13.1ha	納骨施設、管理棟、休憩所、駐車場、緑地等

表 2.3.3 (1) 都市計画変更（追加）する内容（墓園整備事業：外周道路）

種別	名称		位置			区域
	番号	道路名	起点	終点	主な経由地	
幹線街路	3・1・8	深谷通信所跡地外周和泉線	泉区和泉町	泉区和泉町	泉区中田町	約 3,020m

表 2.3.3 (2) 都市計画変更（追加）する内容（墓園整備事業：外周道路）

構造				備考
構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
地表式	2 車線	52m	幹線街路と平面交差 1 箇所	路線の幅員 52～56m

2.3.4 動線計画

1) 歩行者動線

- ・外周道路の歩道に加えて、対象事業実施区域内を回遊できる園路を配置します（図 2.3.4 p. 2-14 参照）。
- ・周辺地域からアクセスしやすいように、外周から中央に向かう園路を配置します。
- ・隣接する住宅地やバス停から安全に通行できる歩行者動線を確保します。

2) 車両動線

- ・深谷通信所跡地における公園計画や墓園計画と整合を図るため、地区内に深谷通信所跡地外周道路を追加します。^{注)}
- ・公園や墓園の施設内に駐車場を設け、車でのアクセス性を確保します（図 2.3.2 参照）。
- ・来園車両は駐車場の入退場について左折入場、左折退場に、公園の管理用車両は、県道 402 号（阿久和鎌倉）より管理施設に、墓園の管理用車両は外周道路より、管理施設に入退場する想定としています。
- ・公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を検討します。

注) 外周道路・連絡道路の取り扱いについて

- ・横浜市環境影響評価条例施行規則では、道路の建設について、道路交通法の道路（新設・改築）で、車線等数の数が 4 以上であるものと定めています。深谷通信所跡地利用に係る外周道路、連絡道路は 2 車線で計画しており、道路単独ではいずれもアセス対象とはなりません。一方、横浜市環境影響評価条例第 2 条第 1 号では、事業について、「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。」と定義しています。
- ・外周道路については、①公園、墓園と同様に国有地を取得して整備するという「深谷通信所跡地利用基本計画」が策定済であること、②墓園の接道要件として外周道路整備は一体不可分で進めることにより、上記「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更」に該当するため、事業に含めています。しかし、連絡道路については、①民間所有地買収の目途、工事着手時期、工事期間、供用時期等の計画が未確定であること、②連絡道路の有無によらず、公園・墓園の整備が可能であることにより、上記「一連の土地の形状の変更」に該当しないため、事業に含めていません。従って、連絡道路は、準備書の予測・評価においても対象外としています。

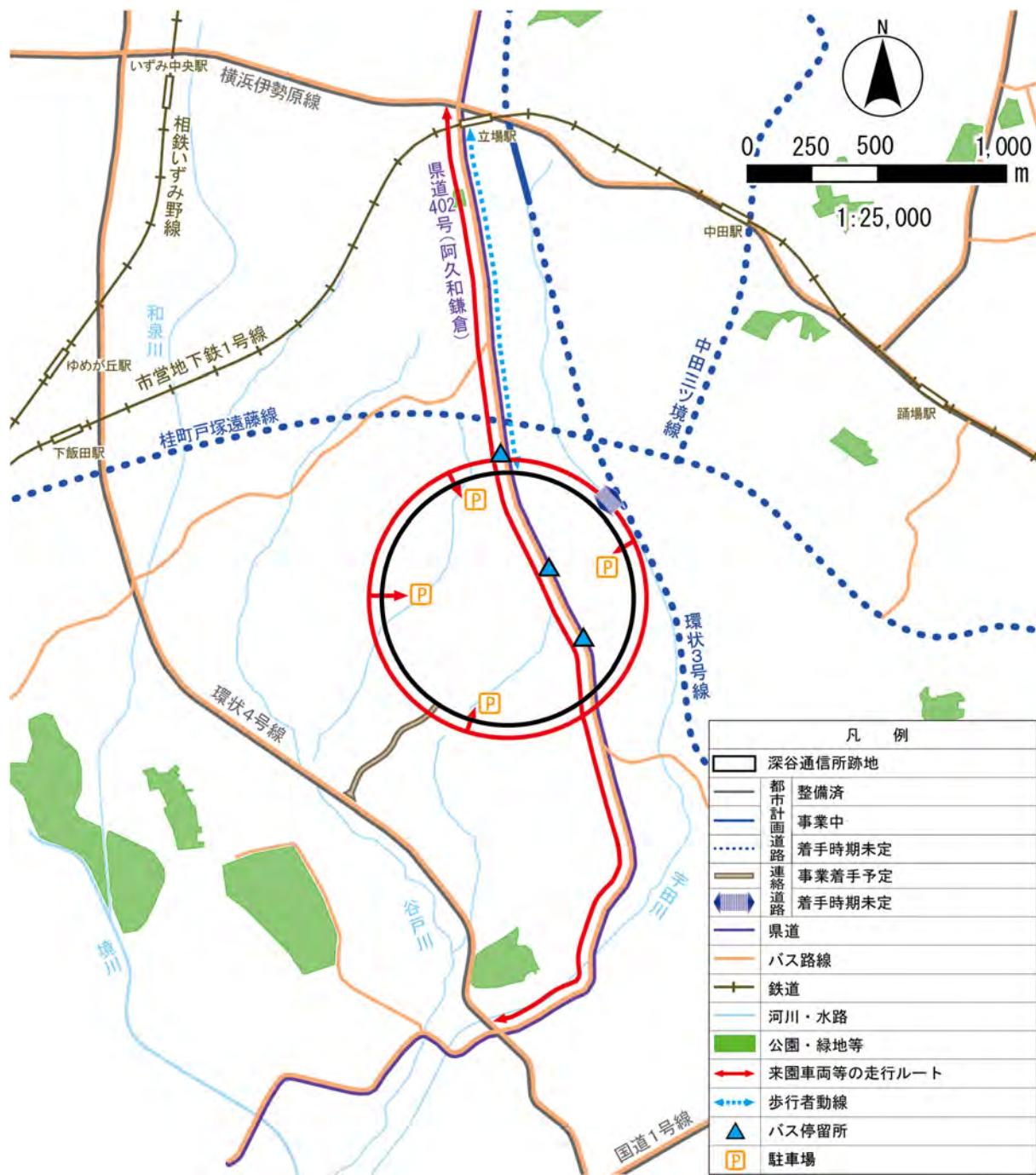


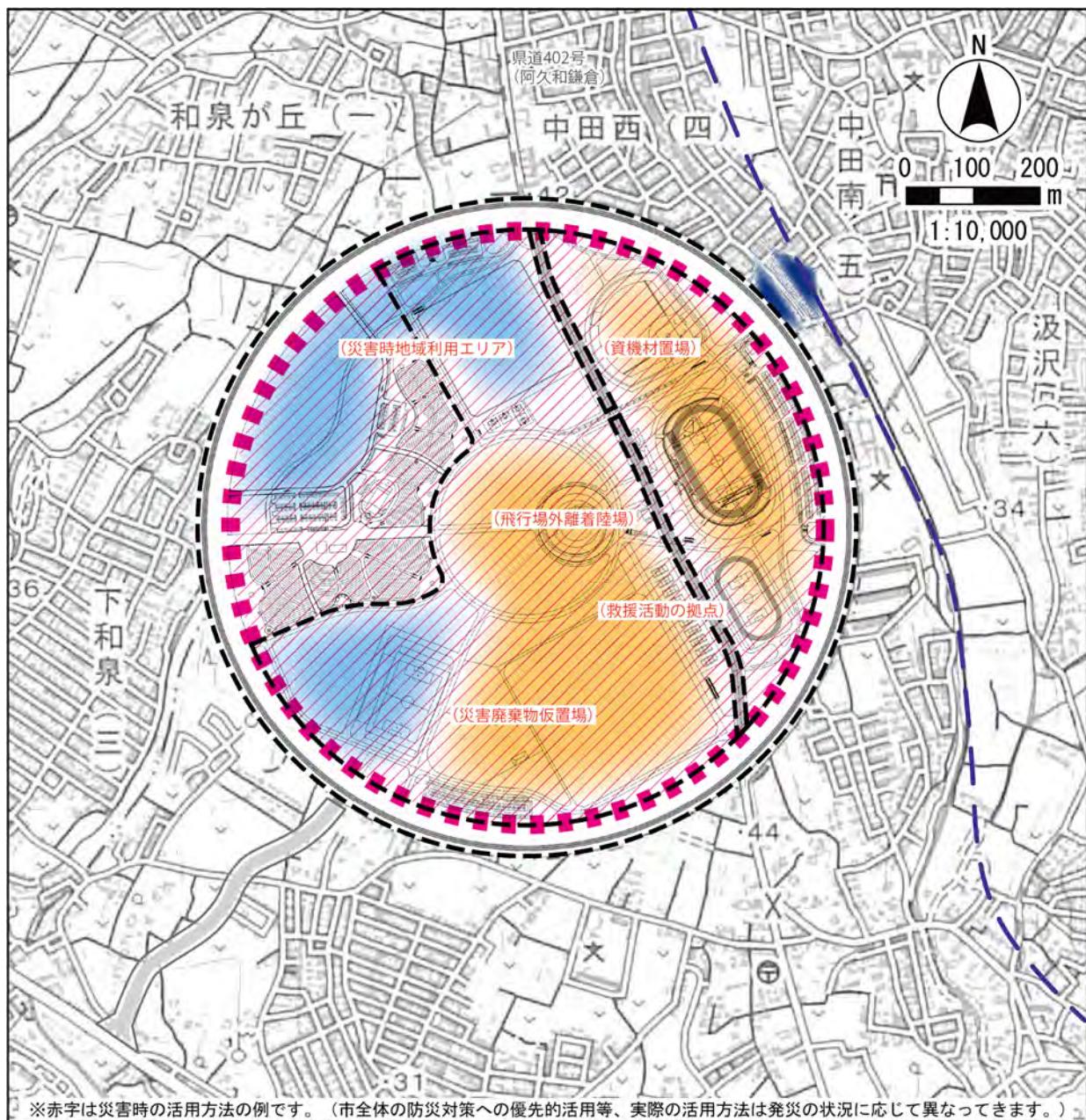
図 2.3.2 車両・歩行者動線計画（対象事業実施区域周辺）

2.3.5 施設配置計画

1) 計画方針

(1) 公園及び墓園整備事業

- ・公園及び墓園整備事業は、災害時に必要な機能を発現させ、平常時に公園及び墓園としてのサービスを提供することを目的としているため、全面造成を基本としています。
- ・災害時の活用方法の例としては、図 2.3.3 に機能、区域を示しています。また、平常時の施設配置計画図は図 2.3.4 に示すとおり、多目的広場、野球場や墓園等の施設を配置します。施設配置計画に基づくゾーニングは図 2.3.5、切土・盛土の状況は図 2.3.6、工事前の標高状況は図 2.3.7、供用時の標高状況は図 2.3.8 に示すとおりです。なお、全面造成により対象事業実施区域全域が形質変更区域となります。
- ・施設配置においては、図 2.3.5 に示すとおり富士山の景観軸に幅 10m 以上の通路を配置し、住宅地から県道 402 号（阿久和鎌倉）のバス停への動線に配慮した計画としています。
- ・供用時に多くの人が集まる可能性がある駐車場や野球場、球技場、テニスコート、陸上競技場等の運動利用等に起因する騒音や照明に対して、騒音や光害の対策として周辺の住宅地から十分な離隔を確保するため、周辺地域から離れた深谷通信所跡地のやや中央寄りに配置します。
- ・対象事業実施区域には、図 2.3.10 に示すとおり、産業廃棄物最終処分場跡地が存在しています。産業廃棄物最終処分場跡地の上部利用に関して、切土・盛土を行いますが、建物（管理棟等）及び地下構造物（地下調整池）は設置しません。
- ・雨水浸透施設、雨水調整池（オープン式調整池及び地下調整池）の設置や緑化、駐車場や園路等への透水性舗装の導入等により地下水の涵養に配慮した計画を検討します。なお、雨水調整池（オープン式調整池及び地下調整池）の配置計画は図 2.3.9 に示すとおりです。



凡 例

■■■: 対象事業実施区域

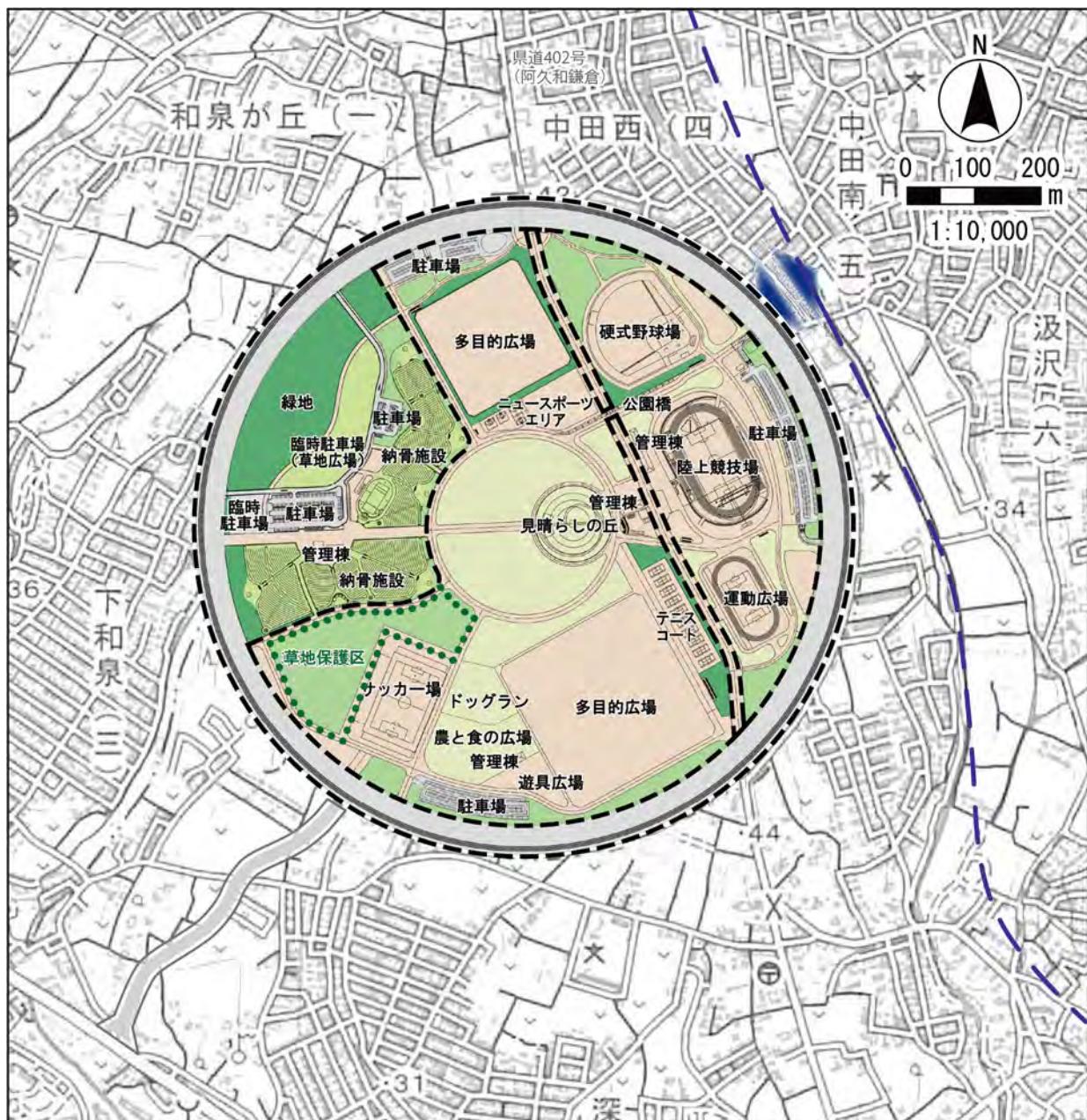
○: 広域避難場所（発災直後：大規模火災時）

■: 広域応援活動拠点、その他（応急対策、復旧復興段階）

△: 災害時地域利用エリア（応急対策段階）

資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成30年2月）
を基に加工して作成

図 2.3.3 災害時の跡地利用計画図



凡 例

■: 対象事業実施区域

■: 運動場・園路等

■: 道路・駐車場等

■: 納骨施設等

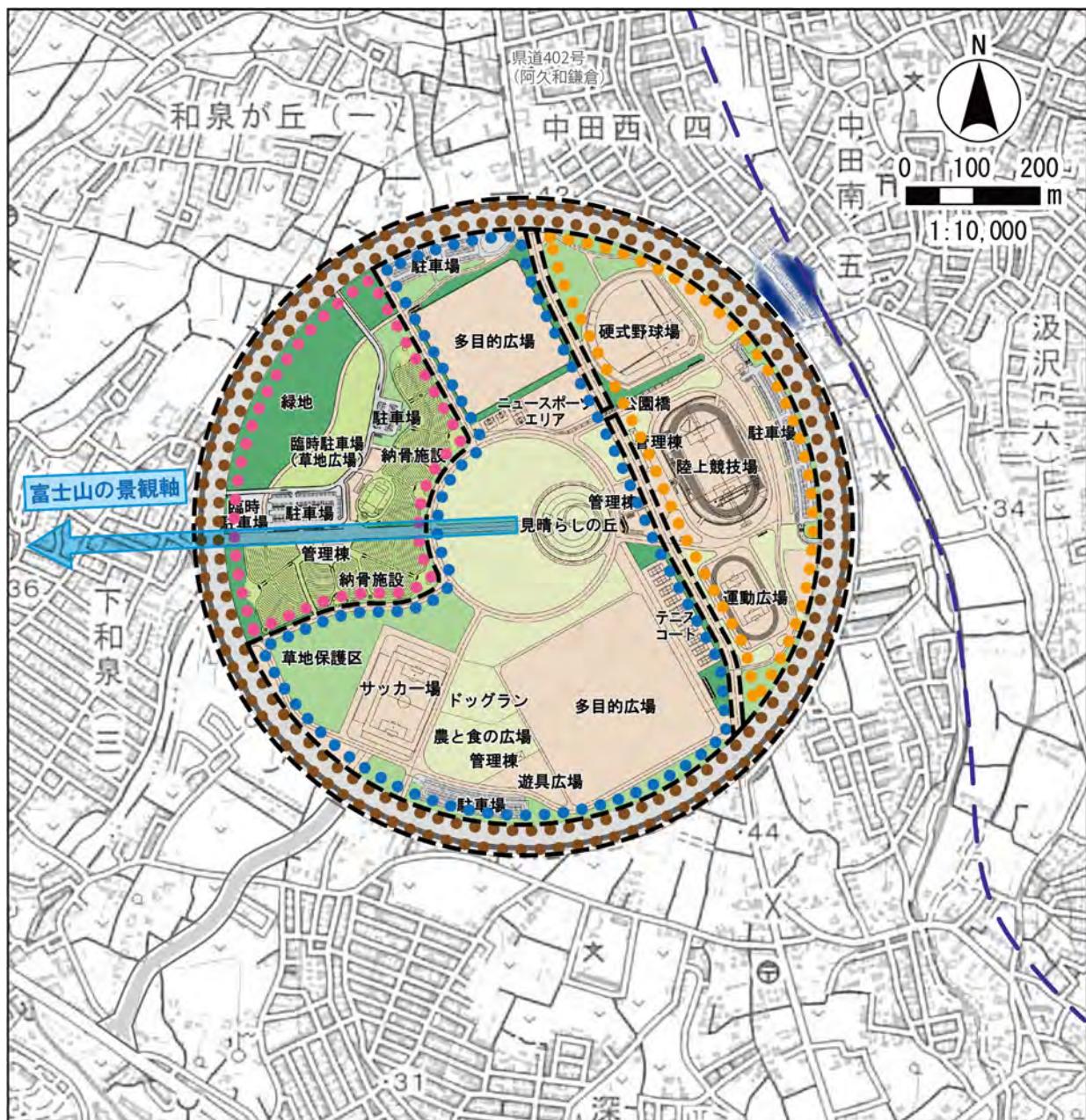
■: 緑地空間等

■: 草地広場等

■: 樹林等

資料:「深谷通信所跡地利用基本計画」(横浜市、平成30年2月)
を基に加工して作成

図 2.3.4 平常時の施設配置計画図

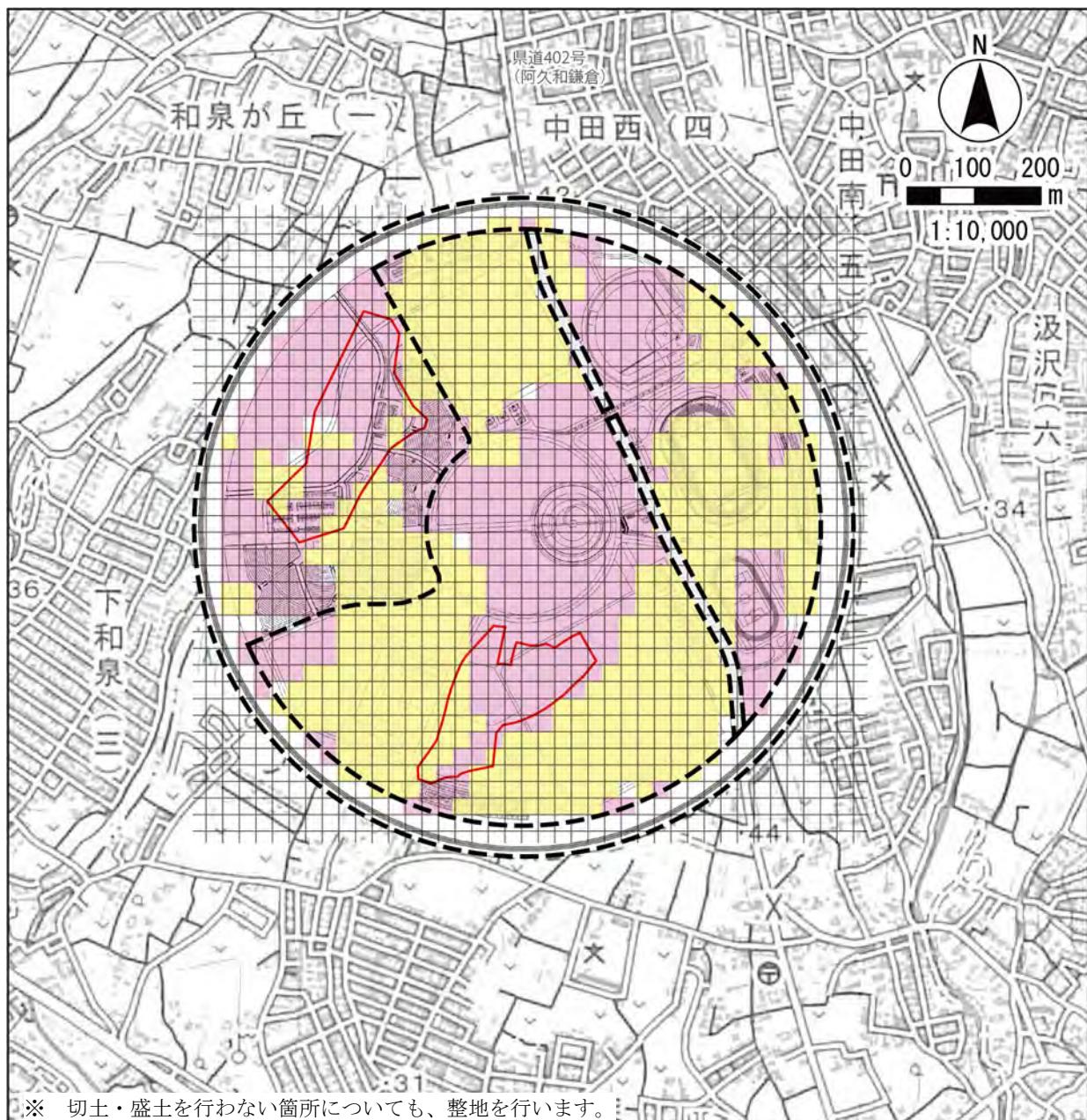


凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 地域利用エリア
- : 広域的エリア
- : 緑とやすらぎのメモリアルゾーン
- : 外周道路エリア

資料:「深谷通信所跡地利用基本計画」(横浜市、平成30年2月)
を基に加工して作成

図 2.3.5 施設配置計画図に基づく
ゾーニング



凡 例

■■■: 対象事業実施区域

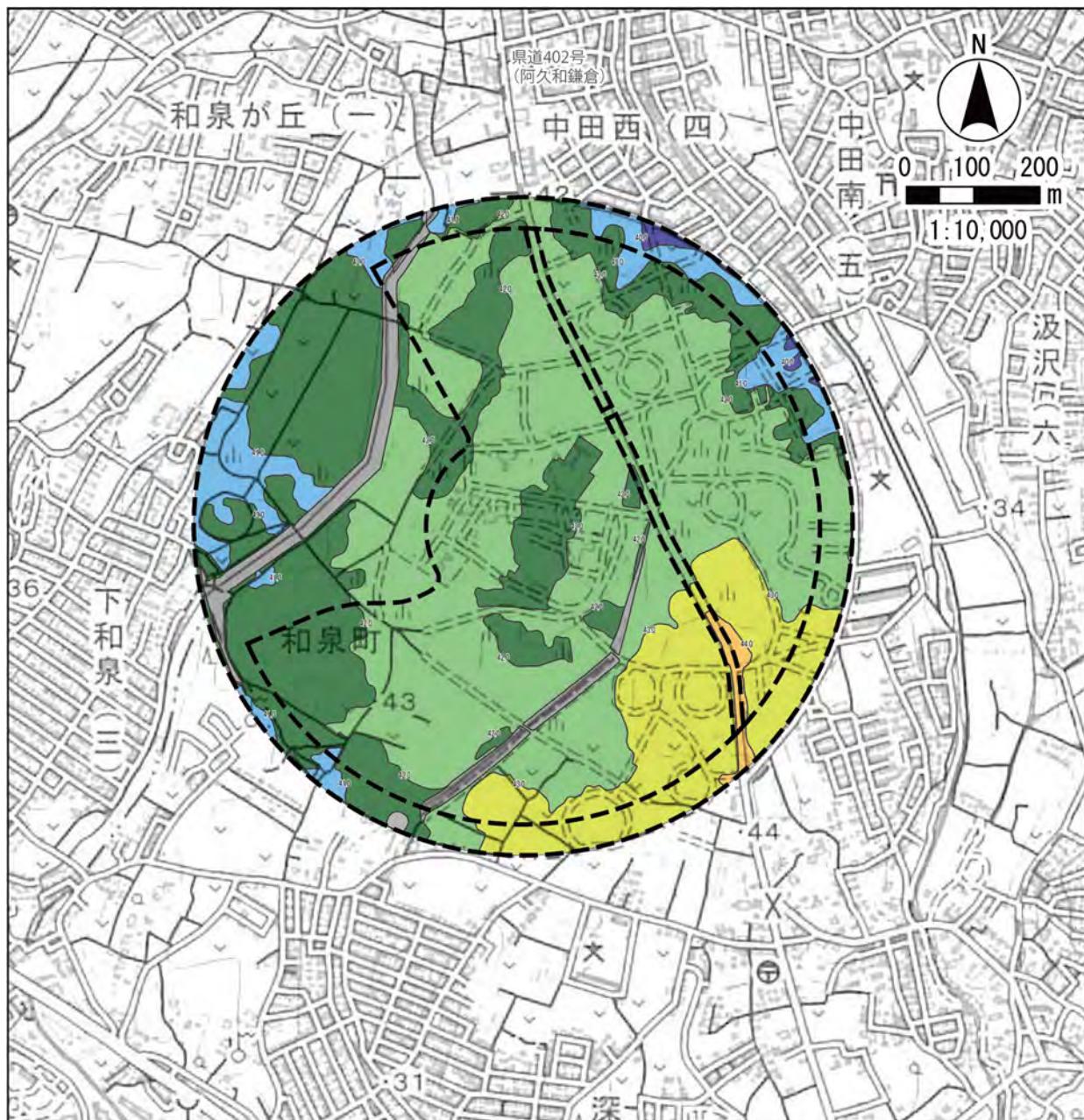
□: 産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域

■: 盛土

▲: 切土

資料:「(仮称)深谷通信所跡地公園及び墓園整備に係る基本計画
及び関係機関協議資料等作成業務委託」(令和6年3月)
を基に加工して作成

図 2.3.6 切土・盛土の状況



凡 例

■■■: 対象事業実施区域

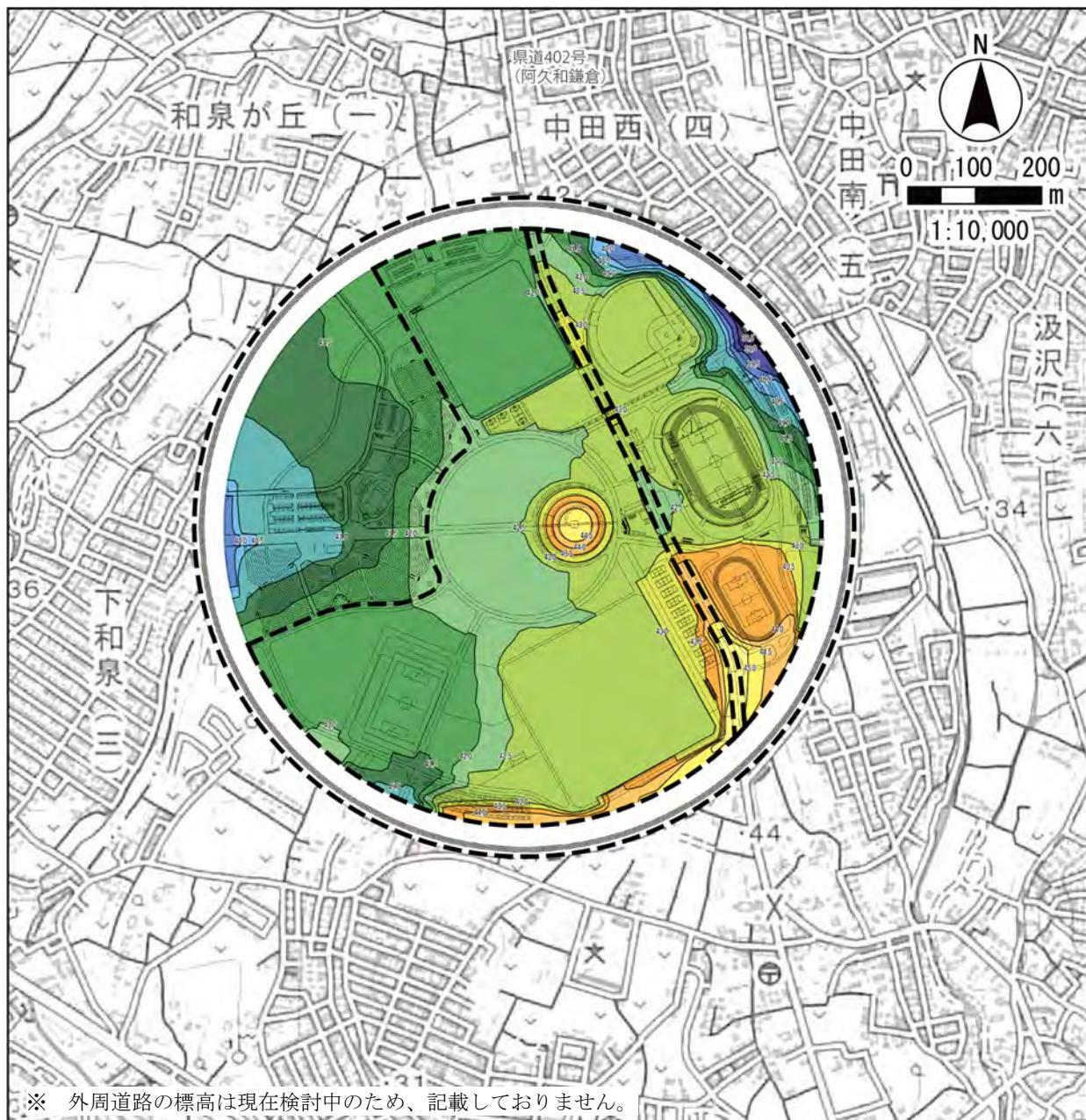
[標高]

低 ← → 高



資料:「(仮称)深谷通信所跡地公園及び墓園整備に係る基本計画
及び関係機関協議資料等作成業務委託」(令和6年3月)
を基に加工して作成

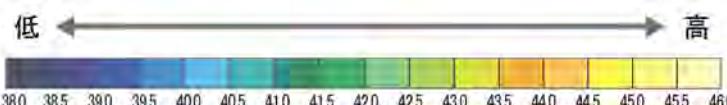
図 2.3.7 工事前の標高状況



凡 例

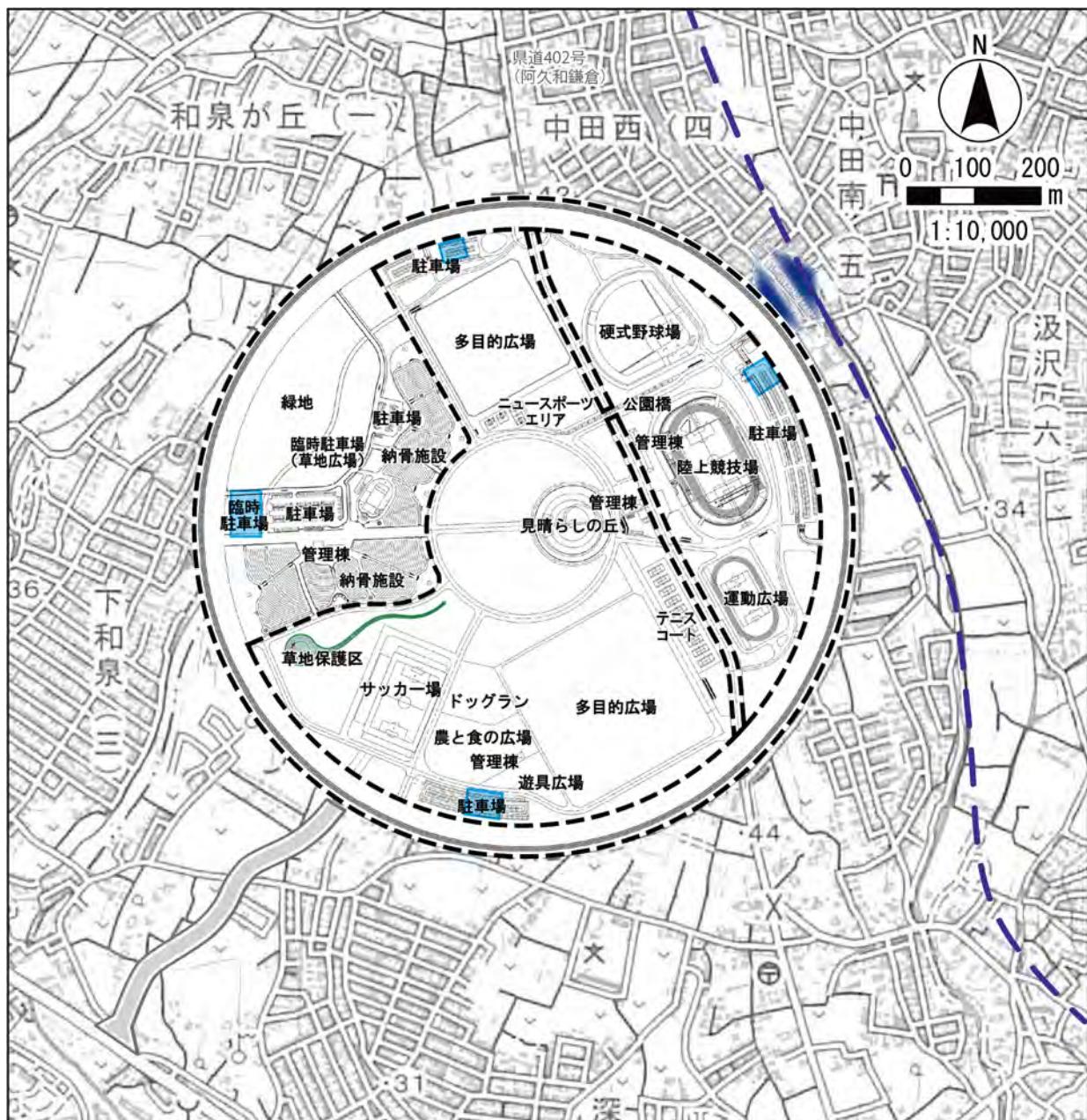
□: 対象事業実施区域

[標高]



資料：「(仮称) 深谷通信所跡地公園及び墓園整備に係る基本計画
及び関係機関協議資料等作成業務委託」(令和6年3月)
を基に加工して作成

図 2.3.8 供用時の標高状況



凡 例

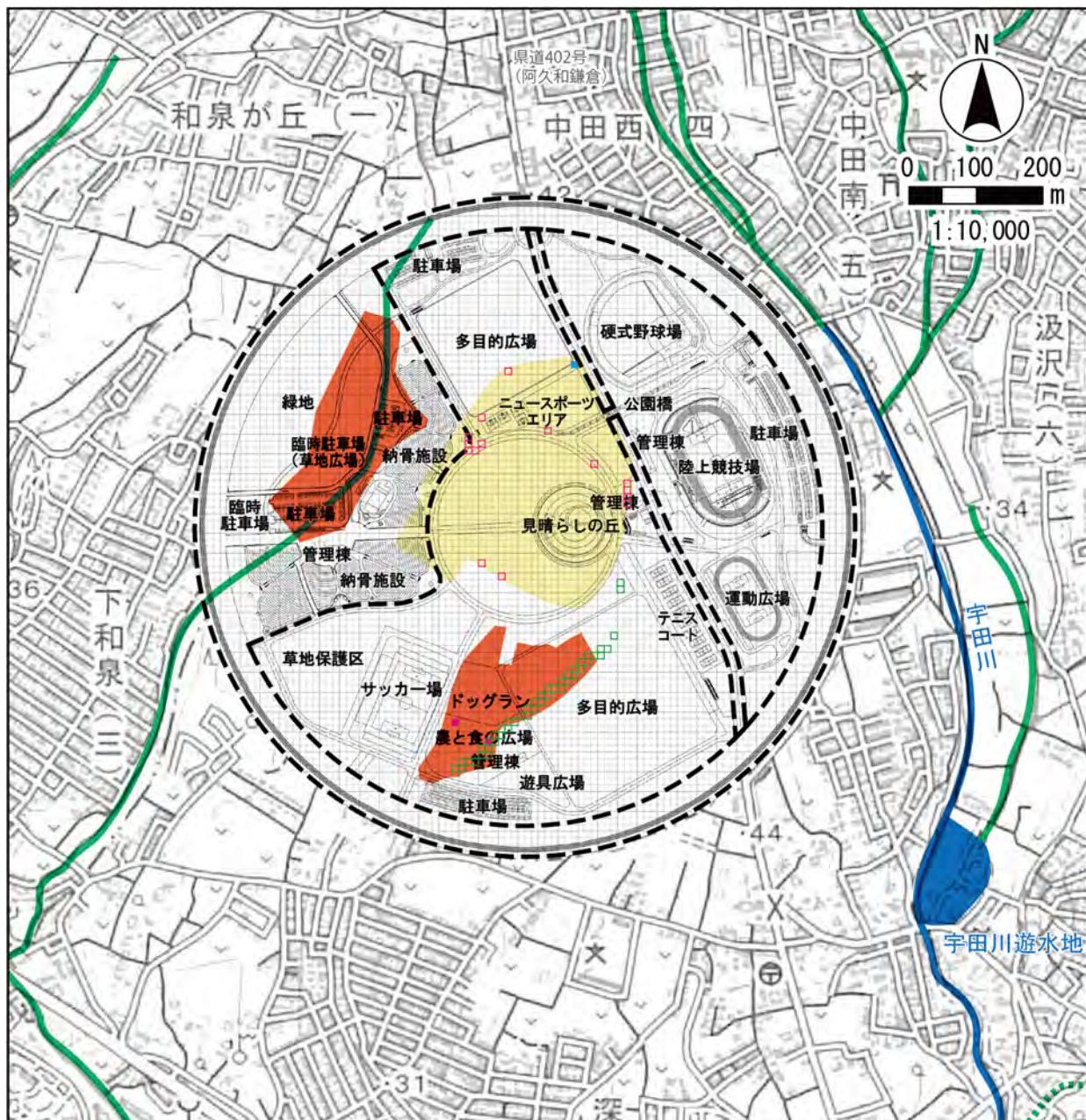
: 対象事業実施区域 (Target Implementation Area)

: 地下調整池 (Underground Adjustment Pond)

: オープン式調整池 (Open-type Adjustment Pond)

資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成30年2月）
を基に加工して作成

図 2.3.9 雨水調整池の配置計画



凡 例

□	: 囲障区域
□	: 産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域
□	: 表層土壤基準不適合地点 (鉛及びその化合物の含有量)
□	: 表層土壤基準不適合地点 (ダイオキシン類)
□	: 土壤ガス検出地点 (ベンゼン)
□	: 配管下土壤基準不適合地点 (鉛及びその化合物の溶出量と含有量 ふっ素及びその化合物の溶出量)

資料 : 「平成 30 年度深谷通信所跡地利用事業化検討業務委託報告書」(横浜市政策局基地対策課、平成 31 年 3 月)
「横浜市河川図」(横浜市道路局河川部、平成 23 年 3 月)
「深谷通信所跡地利用基本計画」(横浜市、平成 30 年 2 月)
を基に加工して作成

図 2.3.10 土壤不適合地点図

(2) 公園整備事業

- ・広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与する公園とするため、広域かつ地域の防災性向上に貢献するとともに、レクリエーションやイベント、自然とのふれあい、文化活動等の様々な利用の拠点となる広場、施設及びスポーツ施設の整備を図っていきます。
- ・深谷通信所跡地の中央には、施設全体の象徴的な施設として広大な草地広場と見晴らしの丘を配置し、市民が集う場とします。その外側には、周辺地域の方々をはじめ、広域の市民も利用するスポーツ施設を配置します。さらにその外側には、地域ふれあい広場等、周辺地域の方々が日常的に利用しやすい施設を配置します。
- ・産業廃棄物最終処分場跡地の上部利用に関して、切土・盛土を行いますが、建物（管理棟等）及び地下構造物（地下調整池）は設置せず、施工において覆土厚は50cmを確保します。なお、現況の覆土厚は、「資料編 1.3 産業廃棄物最終処分場跡地」（資料編 p. 資 1.3-5～p. 資 1.3-13）に示すとおりです。

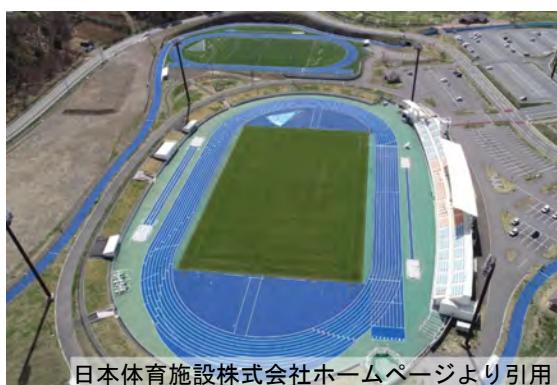
(3) 墓園整備事業

- ・「深谷通信所跡地利用基本計画（平成30年2月）」のゾーニング「緑とやすらぎのメモリーアルゾーン」に墓園整備事業を計画しています（「資料編 1.1 基本計画の内容（深谷通信所跡地）（p. 資 1.1-1～p. 資 1.1-9）参照）。
- ・墓園整備事業の対象事業実施区域（以下、「対象事業実施区域（墓園）」といいます。）の外周部には、車道や歩道機能に加え、健康づくりにも寄与する外周道路を配置します。また、広域的な利用が想定される墓園は、交通利便性等を考慮して配置し、住宅地から県道402号（阿久和鎌倉）のバス停への歩行者動線に配慮する等、土地利用状況等にも配慮して計画しています。
- ・産業廃棄物最終処分場跡地の上部利用に関して、切土・盛土を行いますが、墓園利用者の駐車場及び緑地を設け、建物（管理棟、納骨施設等）及び地下構造物（地下調整池）は設置しません。

2) 配置計画

(1) 公園整備事業

- 施設配置は図 2.3.5 (p. 2-15) に示すとおり県道 402 号（阿久和鎌倉）の東側を広域的エリア、西側を地域利用エリアとし、広域的エリアは、市民やスポーツ団体の大会の会場等に利用できる広域的利用スポーツ施設を整備します。地域利用エリアは、地域住民や地域のスポーツ団体の練習場となる施設を整備するとともに、地域交流拠点となる広場やオープンスペース、貴重な草地環境等の自然豊かな環境の創出を行います。
- 東側の広域的エリアでは、広域的利用スポーツ施設として大会の開催やスポーツ観戦ができる、第 2 種陸上競技場及びサッカーやラグビーの球技場にもなる運動広場、スタンド付き硬式野球場等を整備します（イメージ 2.3.1、2.3.2 参照）。
- 西側の地域利用エリアでは、公園整備事業の対象事業実施区域（以下、「対象事業実施区域（公園）」といいます。）の中央に、富士山を一望できる高さ 4 m、幅 110m の見晴らしの丘や、イベント及び災害時に利用できる広大な草地広場等、深谷通信所跡地の象徴となる空間を整備します。また観戦ができるサッカー場やテニスコート、ニュースポーツエリア、少年野球やグラウンドゴルフ等の様々なスポーツを楽しめる多目的広場、健康遊具等の遊具を設置した遊具広場、農体験等が楽しめる食と農の広場、ドッグランを整備します（イメージ 2.3.3～2.3.8 参照）。
- 東側の広域的エリア、西側の地域利用エリアを結ぶ公園橋（県道 402 号横断連絡橋）を整備し、東側エリアと西側エリアの回遊性を向上します（イメージ 2.3.9 参照）。
- 対象事業実施区域内に草地保護区を設置し、高茎・低茎草地をパッチ状に形成させていくことで、構成種や草丈が様々な草地環境を創出させていくほか、一部を湿地環境として、湿地に生息する動物や湿性草地の生育環境の復元・創出、生物多様性の保全にとって十分な規模の草地の再生を図ります。なお、草地保護区は生き物と人との距離を確保するように配慮した空間の役割も担います（イメージ 2.3.10 参照）。
- 広域的な利用が想定される球技場等のスポーツ施設は、交通利便性、土地利用状況等を考慮して配置します。スポーツ施設や駐車場等の種類、配置、数は決定したものではなく、今後各施設の基本計画や設計において、詳細を検討します。
- 公園利用者へのサービスや公園管理のため、建物（管理棟等）を配置します。



イメージ 2.3.1

陸上競技場[手前]・運動広場[奥]



イメージ 2.3.2 スタンド付き硬式野球場



イメージ 2.3.3 テニスコート



イメージ 2.3.4 多目的広場



浜松市スポーツ協会ホームページより引用

イメージ 2.3.5 サッカー場



イメージ 2.3.6 ニュースポーツエリア



イメージ 2.3.7 見晴らしの丘からの眺望



イメージ 2.3.8 見晴らしの丘



イメージ 2.3.9

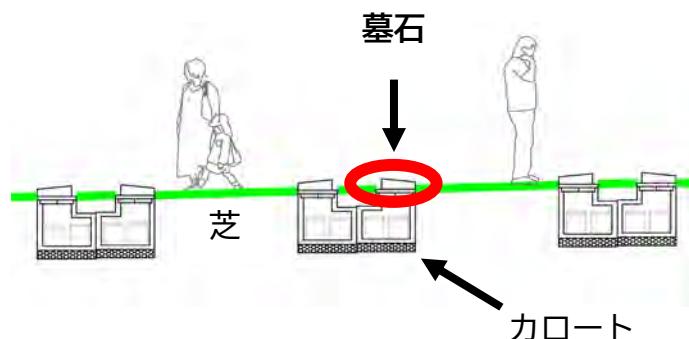
公園橋(県道 402 号横断連絡橋)



イメージ 2.3.10 草地保護区

(2) 墓園整備事業

- ・駐車場の一部は、普段草地広場として利用でき、お彼岸・お盆の墓参期には駐車場として対応できる臨時駐車場を計画しています。
- ・墓園面積の35%以上の緑地を確保し、雨水浸透ますの設置や園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した施設を計画しています。また、地下調整池を設置し、雨水流出抑制を図ります(図2.3.9 p.2-19参照)。
- ・広大な敷地を生かして、広域かつ地域の防災性向上に貢献できる整備を図っていきます(図2.3.3 p.2-13参照)。なお、災害時の跡地利用計画図の中に赤字で示した機能・区域は災害時の活用方法の例です。
- ・納骨施設は、広場のような開放感がある芝生型納骨施設や、市が永年で管理し継承や将来の管理に心配がいらない合葬式納骨施設を整備します(イメージ2.3.11、2.3.12参照)。
- ・外周道路には、車道(往復2車線)、歩道、自転車通行空間、植栽等を配置し、公園機能と一体となる空間形成を目指します(図2.3.11参照)。
- ・方法書段階にて外周道路に計画をしていたラウンドアバウト(環状交差点)は、交通管理者との協議等により課題があることから、現時点(準備書の時点)では採用しないこととします。交差点形状は「第6章 6.13 地域社会 図6.13.7」(p.6.13-53)に記載します。



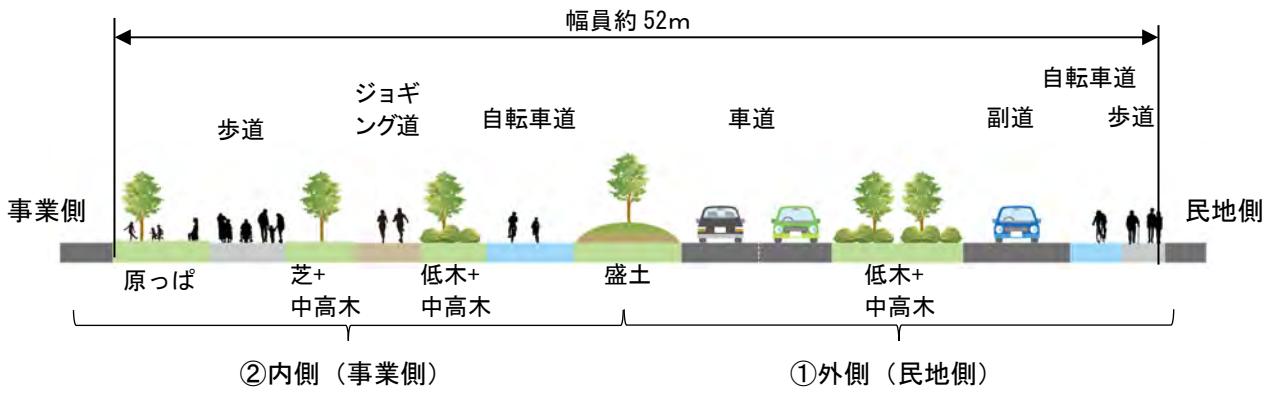
※ 芝生型納骨施設とは、芝生広場のようなスペースに設置した墓石の前で参拝する施設です。遺骨は墓石の下にあるカロート(コンクリート製の箱)に納骨します。

イメージ2.3.11 芝生型納骨施設



※ 合葬式納骨施設とは、家単位ではなく、個人単位として、合同のスペースに納骨する施設です。参拝シンボルや納骨形態が異なる複数の施設を計画しています。

イメージ2.3.12 合葬式納骨施設



資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）

図 2.3.11 外周道路の横断構成図（東側）

2.3.6 駐車場計画

1) 公園整備事業

- ・交通集中を回避するため、かつ利用者の利便性を配慮し、広域的な利用を想定しつつ、適切な規模の駐車場を分散して整備します（図 2.3.4 p. 2-14 参照）。
- ・第 1 期整備で約 350 台程度、第 2 期整備で約 150 台程度、第 3 期で約 200 台程度、全体で約 700 台を確保し、イベント開催時等のピーク時にも対応できる規模とします。
- ・駐車場内における電気自動車の充電設備等のインフラ整備を検討します。
- ・駐車場の入退場においては、左折入場、左折退場となるように出入口を配置します。
- ・駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図るほか、駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。
- ・樹木の植栽や、舗装の一部緑化等により、駐車場内の緑化を行います。

2) 墓園整備事業

- ・交通集中を回避するため、かつ利用者の利便性を配慮し、広域的な利用を想定しつつ、適切な規模の駐車場を分散して整備します（図 2.3.4 p. 2-14 参照）。
- ・駐車場計画の台数は、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」の必要台数の約 750 台を基本に検討し、彼岸等の墓参のピーク時にも対応できる規模とします。
- ・駐車場の一部の路面を草地として、普段は草地広場として利用でき、お彼岸・お盆の墓参期には駐車場として対応できる臨時駐車場として計画しています。なお、草地広場における駐車場としての利用は年間でもわずかになると想定しています。
- ・駐車場内における電気自動車の充電設備等のインフラ整備を検討します。
- ・駐車場の入退場においては、第 1 期供用後は一時的に右折退場となります。第 3 期供用後は、左折入場、左折退場となるように出入口を配置します。
- ・駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図るほか、駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。

2.3.7 スケジュール

深谷通信所跡地の全体面積が約 75.8ha と大規模であるため、公園及び墓園整備事業は、段階的に工事に着手し、完成した場所から部分的に供用できるよう、おおむね 3 段階に分けて段階的な計画・整備を行います。

公園及び墓園整備事業は、都市計画手続き終了後、準備工事として 4 年間程度の着工準備期間を経て、各種施設の整備に着手します。なお準備工事にて、囲障区域等の施設の撤去、一部造成用の土砂の搬入を予定しています。

公園整備事業は、早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用し、整備工事着手後 15 年程度で全面供用開始を想定しています。墓園整備事業のうち墓園は、整備工事着手後 5 年程度での工事完了を想定し、墓園整備事業のうち外周道路は、完成した場所から順次部分供用し、整備工事着手後 15 年程度で全線供用開始を想定しています。

表 2.3.4 事業スケジュール

	準備工事(第 0 期)	整備工事(第 1 期)	整備工事(第 2 期)	整備工事(第 3 期)
	4 年間程度	着手～5 年程度	着手後 6 年～10 年程度	着手後 11 年～15 年程度
公園	着工準備期間	整備	整備・一部供用	整備・一部供用
墓園		整備	供用	供用
外周道路	着工準備期間	整備	整備・一部供用	整備・一部供用

※1 公園整備事業と墓園整備事業の第 1 期、第 2 期、第 3 期は、各工事の進捗に応じて異なる期間となります。

※2 囲障区域等の施設の撤去は準備工事（第 0 期）にて実施する予定です。

2.3.8 施工計画

1) 工事概要

- 公園及び墓園整備事業の実施にあたっては、第 0 期において囲障区域内等の建物及び工作物の撤去、盛土造成のための土砂の搬入を行います。そのため、対象事業実施区域の囲障区域を中心に建設機械が稼働し、工事用車両は対象事業実施区域より県道 402 号（阿久和鎌倉）を通る計画です。
- 対象事業実施区域の解体する既存建物には、アスベスト含有の建材が使用されている可能性があるため、法令に従い適正に処理を行います。
- 公園整備事業にあたっては、図 2.3.12 (1) に示すとおり、それぞれ工事エリアを 3 つに分けて整備を行い、第 1 期として県道 402 号（阿久和鎌倉）の東側のエリアを整備します。第 2 期に県道 402 号（阿久和鎌倉）西側の墓園と一体となるエリアを整備し、最後に第 3 期として県道 402 号（阿久和鎌倉）西側エリアを整備します。
- 墓園整備事業にあたっては、図 2.3.12 (2) に示すとおり、墓園を第 1 期として整備します。外周道路は工事エリアを 3 つに分けて整備を行い、第 1 期として墓園及び公園整備事業（第 1 期整備箇所）にアクセスするエリアを整備します。第 2 期及び第 3 期では、県道 402 号（阿久和鎌倉）西側エリアの外周道路を整備します。

- ・工事の概要は、表 2.3.5 (1) ~ (3) (p. 2-31~p. 2-33) に示すとおりです。各工事に先立ち必要な範囲に、防災、安全確保及び環境保全の観点から仮囲いの設置等の仮設工事を行うものとします。
- ・工事計画の策定にあたっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。
- ・工事の実施の際には、歩行者や利用者等の安全が確保できるよう、安全な工法等を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮します。
- ・工事の実施の際には、裸地の早期緑化の採用等により、地下水の涵養に努めます。
- ・工区設定の際には、利用者の安全が確保できるよう、施工計画において配慮します。また、施工中は対象事業実施区域内では、工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保します。
- ・工事の施工中においては、作業の平準化、工事用車両の規制速度の遵守、アイドリングストップ等の対策を実施します。
- ・工事の実施にあたっては、コンクリート廃材や建設汚泥等の建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。
- ・「ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画」の取組を推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。
- ・建設発生土は、場内再利用に努めます。
- ・対象事業実施区域は「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域に指定されているため、関係機関等と協議を行い、「土壤汚染対策法」に基づき、適切に対応します。なお、平成 28 年度に行われた土壤汚染調査の詳細な調査結果については、「資料編 1.2 土壤調査結果」(p. 資 1.2-1~p. 資 1.2-10) に記載しました。また、形質変更時要届出区域に指定されていない区域に土壤汚染が存在することが明らかになった場合には、関係機関等と協議を行い、「土壤汚染対策法」に基づき、適切に対応します。
- ・土壤汚染の基準不適合地点で掘削や発生土の搬出を行う際は、飛散等を防止する措置を講じることで汚染物質の飛散を防ぎます。
- ・本市では、市内の廃棄物の最終処分場跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われます。公園及び墓園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地を公園及び墓園として利用することから、実施にあたっては、関係法令や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」等に基づき、適切に対応します。
- ・対象地域内の河川および水路に接続する排水口について、必要に応じて有孔管等を設置する措置を行います。

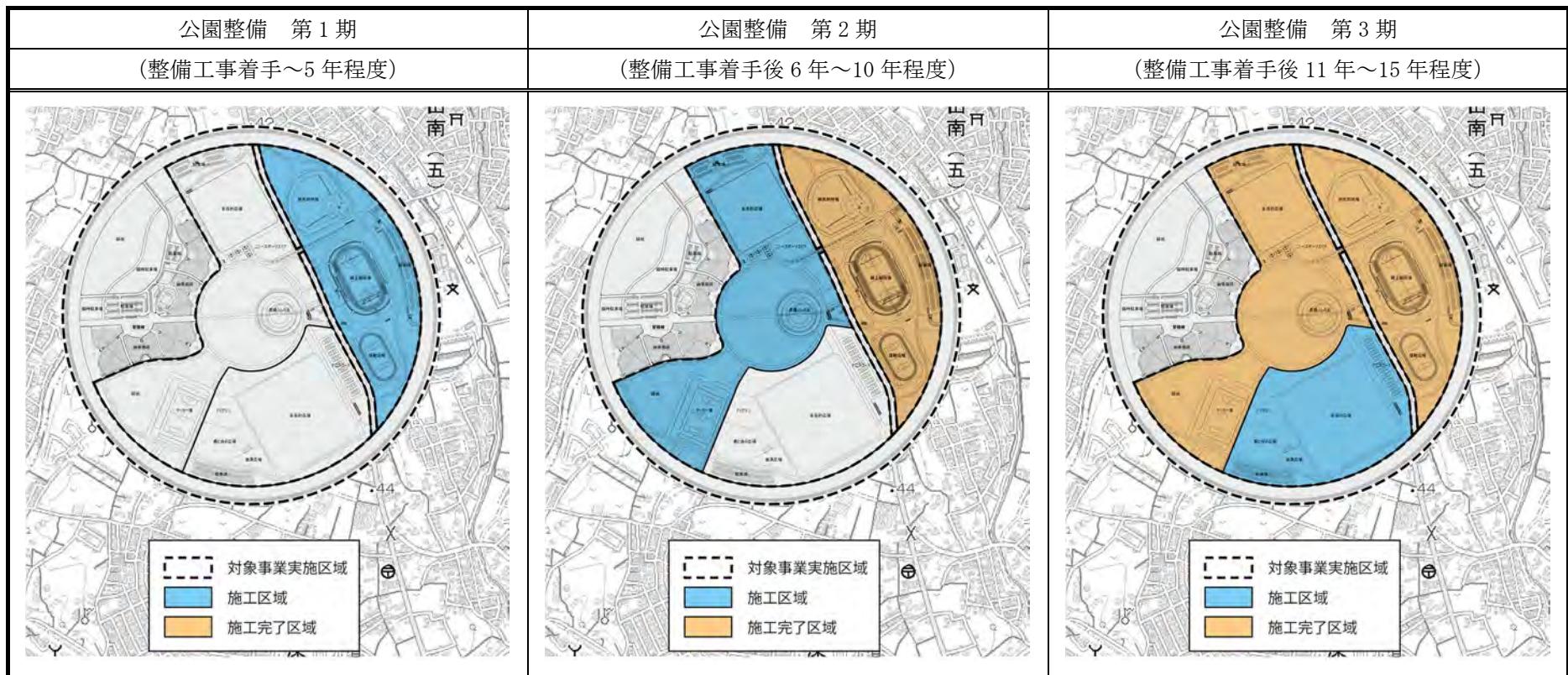


図 2.3.12 (1) 施工ステップ図（公園整備事業）

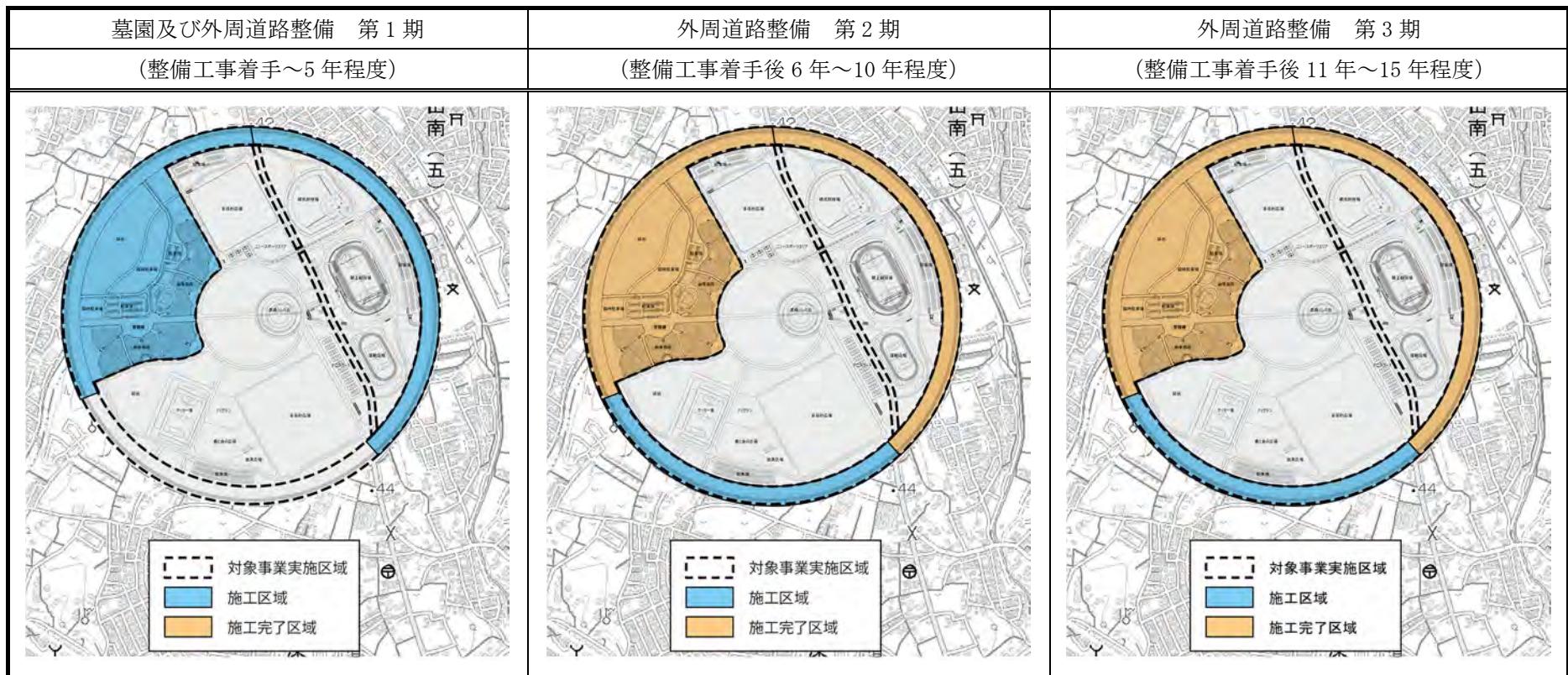
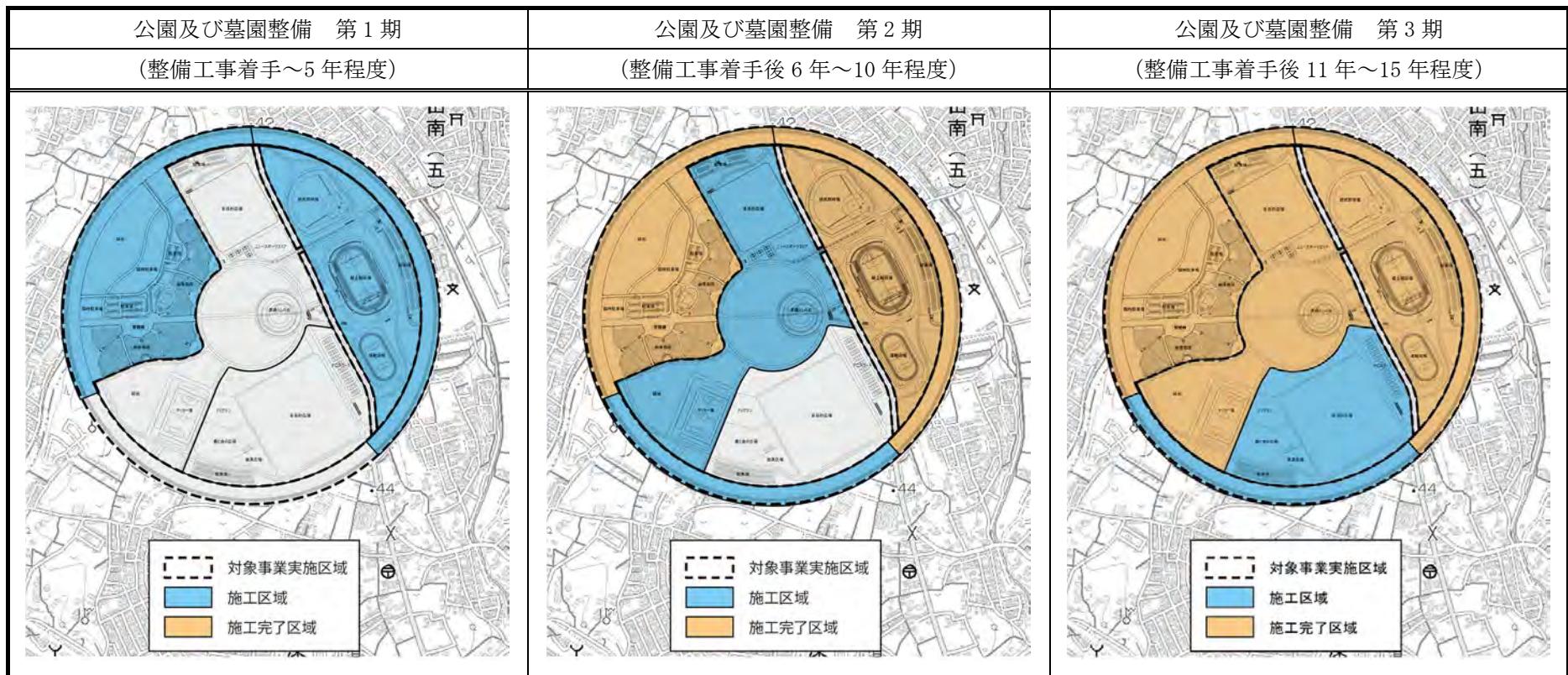


図 2.3.12 (2) 施工ステップ図（墓園整備事業）



※ 外周道路整備について、第2期以降の区間は第2期及び第3期の間に施工予定です。

図 2.3.12 (3) 施工ステップ図（公園及び墓園整備事業）

表 2.3.5 (1) 工事概要（公園整備事業 準備工事（第0期）～整備工事（第2期））

工種	主な工事内容	主要建設機械
準備工事（第0期）		
基盤整備工	準備工、撤去工*、敷地造成工、発生土受入	トラッククレーン、バックホウ、ラフテレンクレーン、ブルドーザ等
整備工事（第1期）		
基盤整備工	撤去工、敷地造成工、擁壁工、調整池工等、給水設備工、雨水排水設備工、污水排水設備工、ガス設備工、電気設備工	バックホウ、ブルドーザ、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車、ラフテレンクレーン、トラッククレーン等
園路広場工	舗装工、縁石工	モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャ、バックホウ、振動ローラ、バックホウ、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車等
施設整備工	修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設工、建築組立、グラウンド整備工（運動広場）	バックホウ、振動ローラ、トラッククレーン、ラフテレンクレーン、モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、ブルドーザ、トラクタ、アスファルトフィニッシャ、高所作業車等
植栽工	植栽工	バックホウ等
建築工	管理事務所等	バックホウ、ラフテレンクレーン、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車等
整備工事（第2期）		
基盤整備工	撤去工、敷地造成工、擁壁工、カルバート工、調整池工等、給水設備工、雨水排水設備工、污水排水設備工、ガス設備工、電気設備工	バックホウ、ブルドーザ、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車、ラフテレンクレーン、セミトレーラ等
園路広場工	舗装工、縁石工	モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、ダンプトラック、アスファルトフィニッシャ、バックホウ、振動ローラ等
施設整備工	修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設工、建築組立、グラウンド整備工（多目的広場）	バックホウ、振動ローラ、トラッククレーン、ラフテレンクレーン、モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、ブルドーザ、トラクタ、アスファルトフィニッシャ、高所作業車等
植栽工	植栽工等	バックホウ等
公園橋工	土工、基礎工、橋台、橋脚、擁壁工、主構造、附属物、橋面工、舗装工等	バックホウ、振動ローラ、アースオーガ、クローラクレーン、セミトレーラ、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車、ラフテレンクレーン、オールテレンクレーン、トラッククレーン等
建築工	管理事務所等	バックホウ、ラフテレンクレーン、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車等

* 第0期整備において囲障区域等の施設の撤去を行います。撤去は公園整備事業、墓園整備事業の双方にまたがる区域で実施します。

表 2.3.5 (2) 工事概要（公園整備事業 整備工事（第3期））

工種	主な工事内容	主要建設機械
整備工事（第3期）		
基盤整備工	撤去工、敷地造成工、擁壁工、調整池工等、給水設備工、雨水排水設備工、ガス設備工、電気設備工	バックホウ、ブルドーザ、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車、ラフテレンクレーン、トラッククレーン等
園路広場工	舗装工、縁石工等	モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャ、バックホウ、振動ローラ等
施設整備工	修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設工、建築組立、グラウンド整備工（多目的広場）	バックホウ、振動ローラ、トラッククレーン、ラフテレンクレーン、モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、ブルドーザ、トラクタ、高所作業車等
植栽工	植栽工等	バックホウ等
建築工	管理事務所	バックホウ、ラフテレンクレーン、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車等

表 2.3.5 (3) 工事概要（墓園整備事業）

工種	主な工事内容	主要建設機械
準備工事（第0期）		
基盤整備工	準備工、撤去工*、敷地造成工、発生土受入	トラッククレーン、バックホウ、ラフテレンクレーン、ブルドーザ等
整備工事（第1期）（墓園及び外周道路整備）		
基盤整備工 (墓園)	撤去工、敷地造成工、調整池工等、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工	バックホウ、ブルドーザ、ラフテレンクレーン、トラッククレーン等
園路広場工	舗装工、縁石工	モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャ、バックホウ、振動ローラ等
施設整備工	サービス施設整備工、管理施設工、建築組立、芝生型納骨施設工、広場整備工	バックホウ、トラッククレーン、ラフテレンクレーン、モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、ブルドーザ、振動ローラ、トラクタ等
植栽工 (墓園)	植栽工	バックホウ等
建築工	納骨堂、管理棟	バックホウ、コンクリートポンプ車等
基盤整備工 (外周道路)	土工、法面工、擁壁工、排水工、付帯工、舗装工	バックホウ、ブルドーザ、振動ローラ、コンクリートポンプ車、モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャ、ラフテレンクレーン、アースオーガ、トラッククレーン等
植栽工 (外周道路)	植栽工	バックホウ等
整備工事（第2期・第3期）（外周道路整備）		
基盤整備工	土工、法面工、擁壁工、排水工、付帯工、舗装工	バックホウ、ブルドーザ、振動ローラ、ダンプトラック、コンクリートポンプ車、モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャ、ラフテレンクレーン、アースオーガ、トラッククレーン等
植栽工	植栽工	バックホウ等

* 第0期整備において囲障区域等の施設の撤去及び土砂の搬入を行います。撤去は公園整備事業、墓園整備事業の双方にまたがる区域で実施します。

2) 工事工程

公園及び墓園整備事業は、都市計画決定手続き終了後、準備工事に着手します。早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用します。

公園整備事業は、整備工事着手後 15 年程度で全面供用開始を想定しています。墓園整備事業のうち墓園は、整備工事着手後 5 年程度での工事完了を想定し、墓園整備事業のうち外周道路は、整備工事着手後 15 年程度で全線供用開始を想定しています。工事工程は、表 2.3.6 (1) ~ (3) に示すとおりです。

表 2.3.6 (1) 工事工程（公園整備事業）

工事種別	準備工事 (第 0 期)	整備工事（第 1 期）					整備工事（第 2 期）					整備工事（第 3 期）				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
第 0 期																
第 1 期 (公園整備)																
第 2 期 (公園整備)																
第 3 期 (公園整備)																
基盤整備工																
園路広場工																
施設整備工																
植栽工																
建築工																
公園橋工																

※ 第 0 期は着工準備期間を示し、4 年間程度を予定しています。

表 2.3.6 (2) 工事工程（墓園整備事業（墓園及び外周道路））

工事種別	準備工事 (第 0 期)	整備工事（第 1 期）					整備工事（第 2 期）					整備工事（第 3 期）				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
第 0 期																
第 1 期 (墓園整備)																
基盤整備工 (墓園整備)																
園路広場工																
施設整備工																
植栽工 (墓園整備)																
建築工																
第 1 期 (外周道路整備)																
第 2 期・第 3 期 (外周道路整備)																
基盤整備工 (外周道路整備)																
植栽工 (外周道路整備)																

※ 第 0 期は着工準備期間を示し、4 年間程度を予定しています。

表 2.3.6 (3) 工事工程（公園及び墓園整備事業）

工事種別	準備工事 (第0期)	整備工事(第1期)					整備工事(第2期)					整備工事(第3期)				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
第0期																
第1期 (公園整備)																
第2期 (公園整備)																
第3期 (公園整備)																
第1期 (墓園整備)																
第1期 (外周道路整備)																
第2期・第3期 (外周道路整備)																
基盤整備工 (公園整備)																
園路広場工 (公園整備)																
施設整備工 (公園整備)																
植栽工 (公園整備)																
建築工 (公園整備)																
公園橋工 (公園整備)																
基盤整備工 (墓園整備)																
園路広場工 (墓園整備)																
施設整備工 (墓園整備)																
植栽工 (墓園整備)																
建築工 (墓園整備)																
基盤整備工 (外周道路整備)																
植栽工 (外周道路整備)																

※ 第0期は着工準備期間を示し、4年間程度を予定しています。

3) 工事用車両ルート

工事用車両ルートは、図 2.3.13 (1) ~ (3) に示すルートを予定しています。

原則として、県道 402 号（阿久和鎌倉）を出入口としたルート（主要車両動線）を利用します。工事用車両は、右折及び左折による入退場を予定しています。なお、第 0 期の工事用車両ルートは、公園整備事業第 2 期のルートと同様のルートを予定しています。

4) 工事時間帯

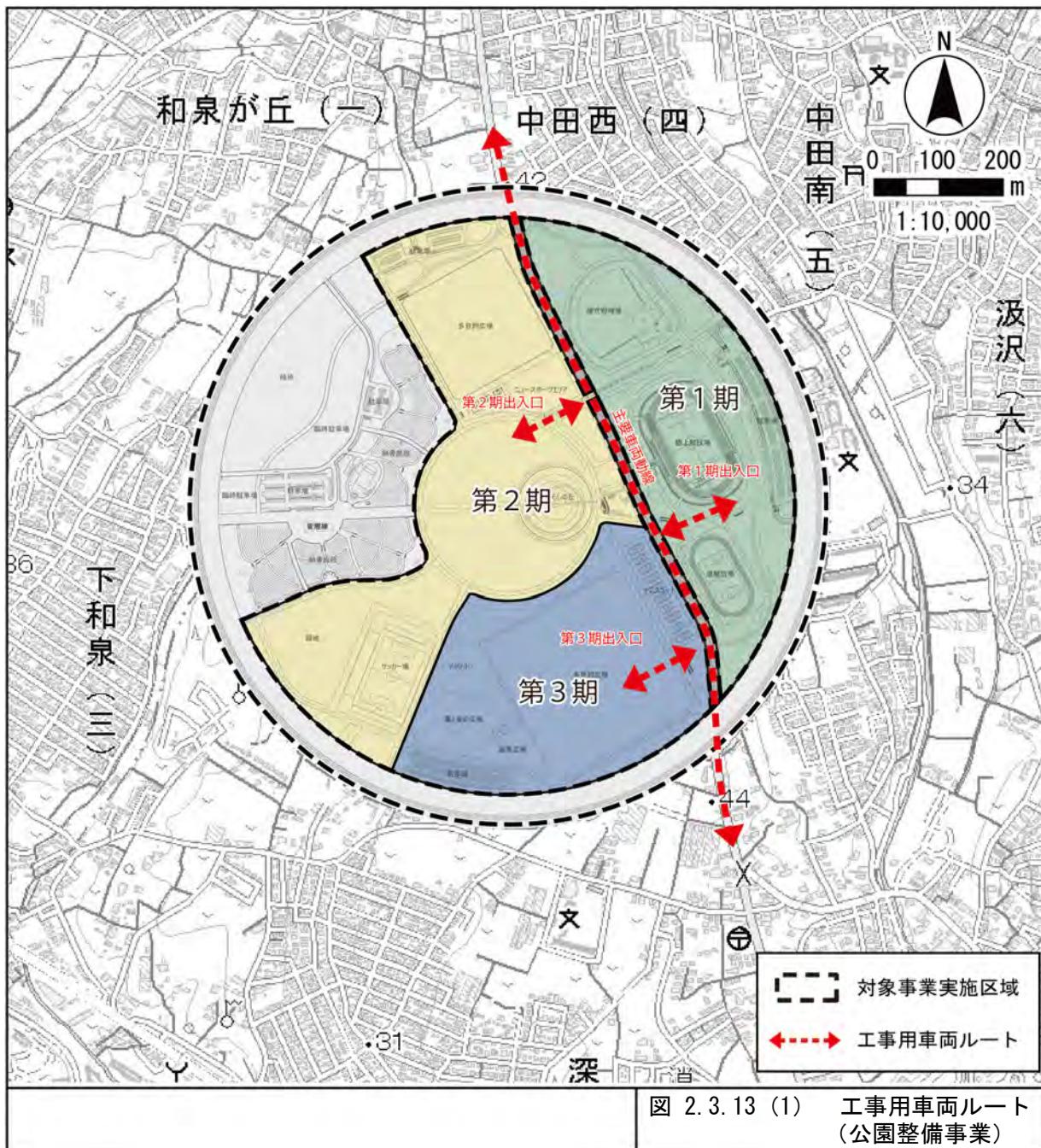
工事の作業時間及び作業休止日は、原則として以下に示すとおりです。

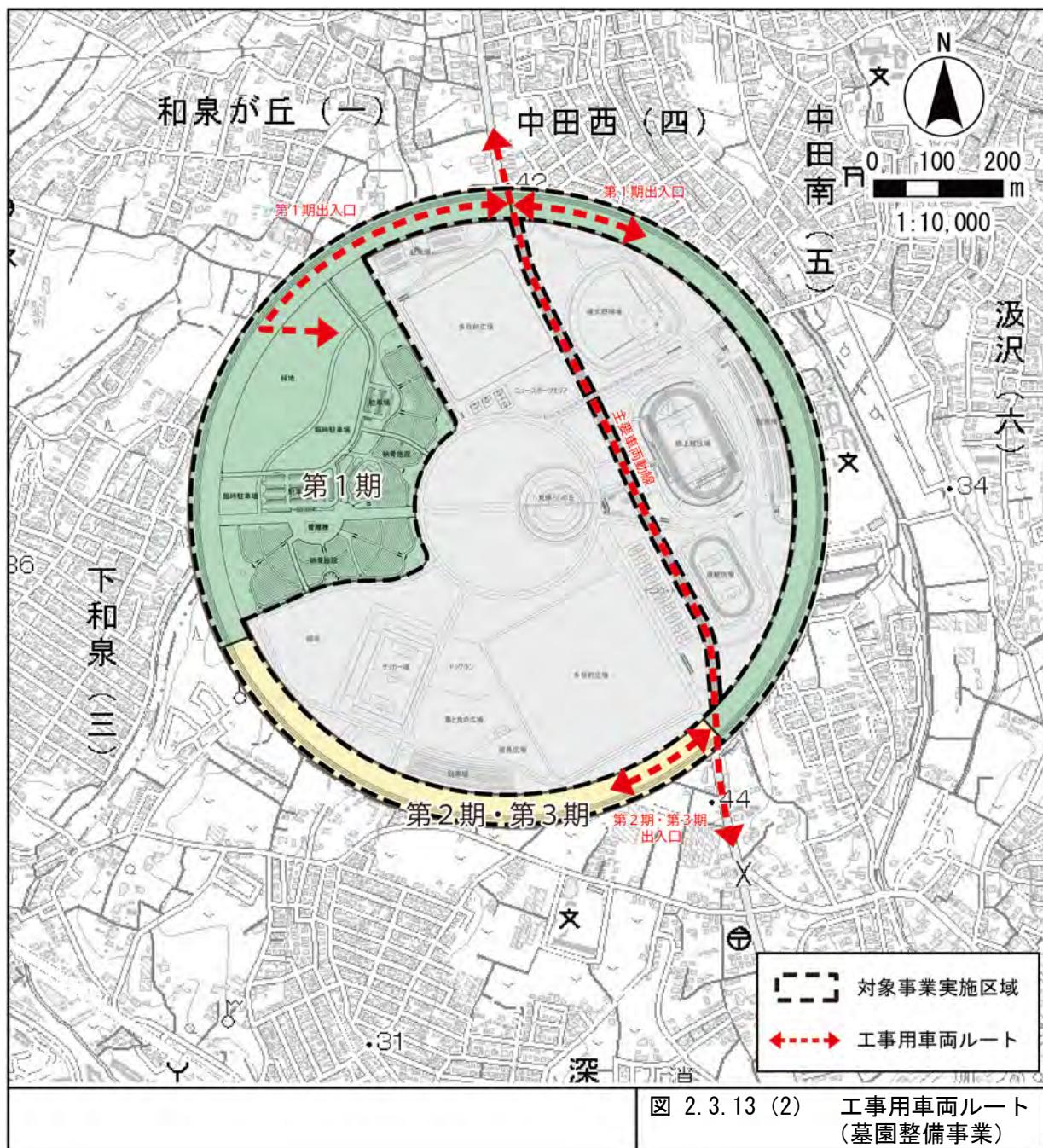
作業時間：午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

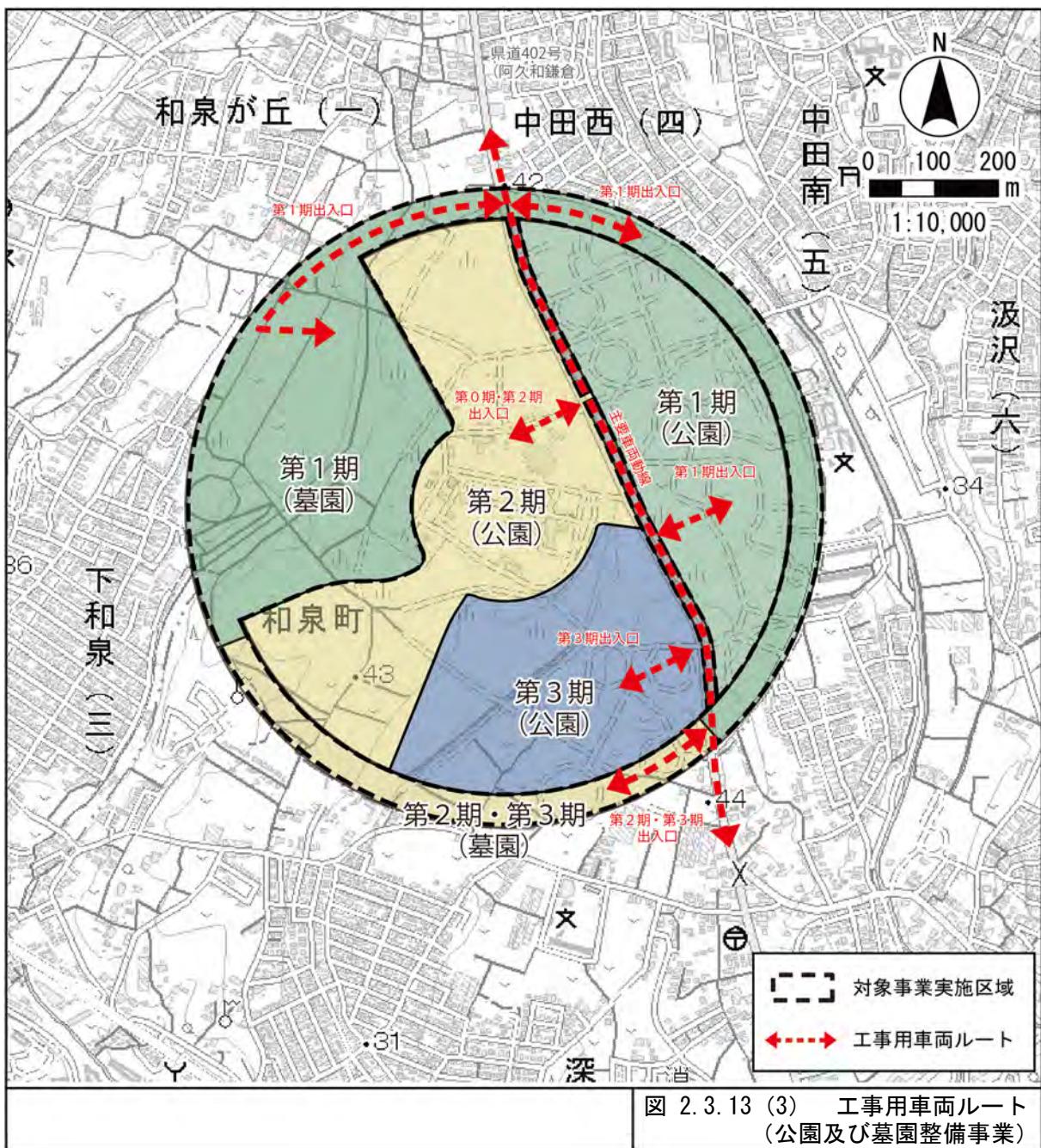
作業休止日：土曜日、日曜日、祝日

5) 工事排水

工事の実施に伴う工事排水は、関係機関との調整を行ったうえで、必要に応じて処理施設を設け、適切に処理した後、原則、周辺の公共下水道に排水します。







2.3.9 グリーンインフラ

1) 公園整備事業

広大な敷地を生かし、雨水浸透ますや雨水調整池の設置、草地保護区へのオープン式調整池の水辺の整備、駐車場の緑化や園路等への透水性舗装や保水性舗装の導入等により、微気候改善や地下水の涵養に配慮した計画としています。

2) 墓園整備事業

「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に定める「墓地の構造設備基準」に従い、墓園区域を囲うように配置された樹林に臨時駐車場の草地化等、墓園区域内に 35%以上の緑地を設けることで、緑豊かな公園型墓園としていきます。

雨水浸透ますの設置や園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した施設を計画しています。また、地下調整池を設置し、雨水流出抑制を図ります。

駐車場の一部は、普段草地広場として利用でき、お彼岸・お盆の墓参期には駐車場として対応できる臨時駐車場を整備し、雨水の浸透や草地空間の確保を図ります。

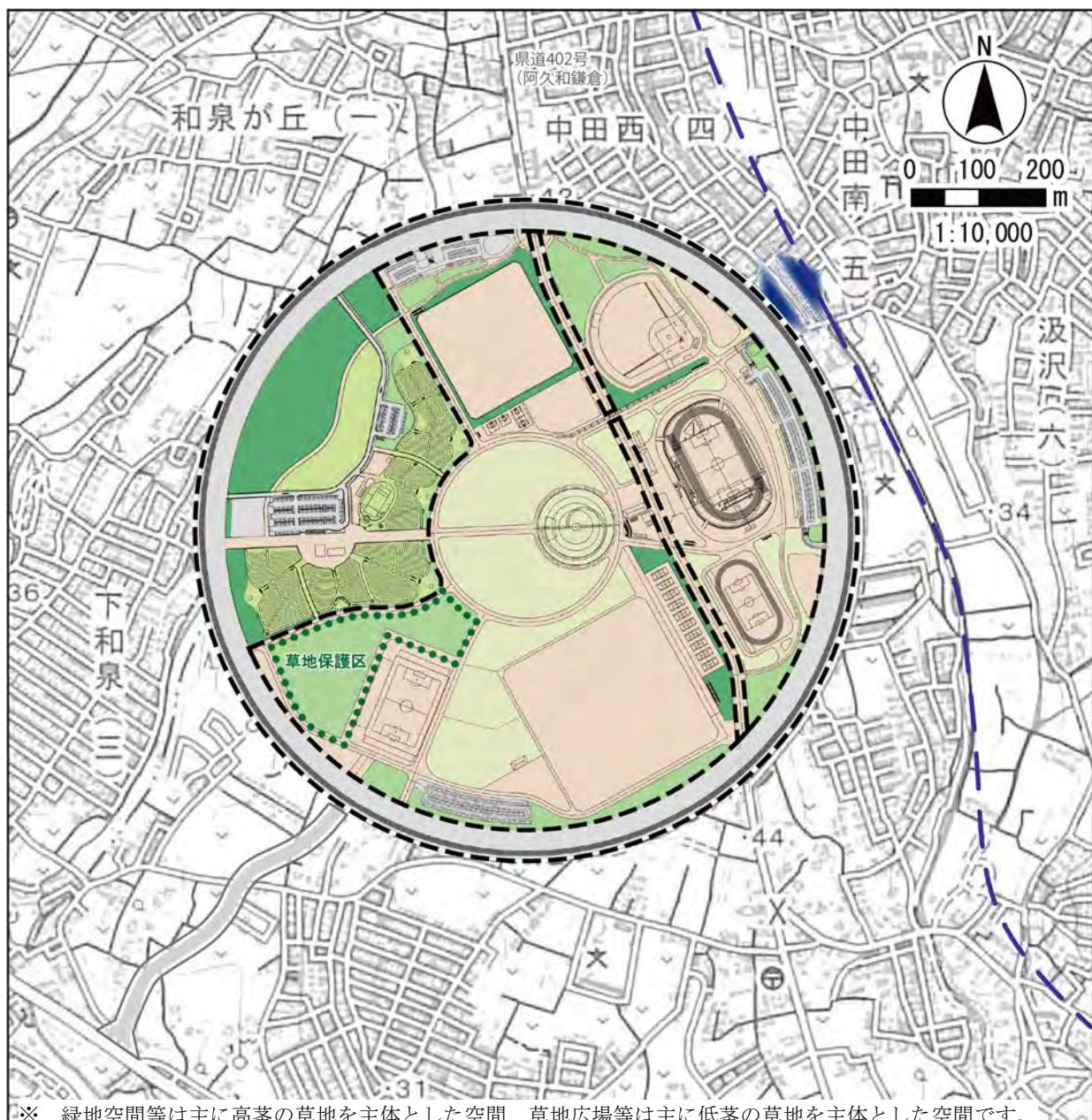
外周道路に配置する街路樹には、まちの景観づくり、夏の日差しを和らげる木陰の提供、CO₂の吸収、火災時の延焼防止等の機能が期待されます。

2.3.10 地球温暖化対策

- ・公園及び墓園整備事業は、それぞれの計画と連携しながら、温室効果ガスの抑制に向けた太陽光や風力等の再生可能エネルギーの活用等、環境保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を目指します。
- ・太陽光等の再生可能エネルギー施設については、公園管理棟に太陽光発電の導入を検討しております。
- ・建物（管理棟等）や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討します。再生可能エネルギー施設の設備や、省エネルギー型機器等を導入する際には、導入時点での環境性と経済性を両立した最も合理的な技術や製品を採用します。また、機器・設備等の導入後も、内容の見直しを行い、設備等のシステムの更新ができる仕組・体制作りの検討を行います。
- ・工作物については、定期的な点検とメンテナンスを適切に行うことで、長寿命化に努めます。
- ・建設資材や設備等の確保に際して、積極的にグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づく再エネ比率の高い電力の調達に努めます。

2.3.11 生物多様性の保全

- ・公園及び墓園整備事業は、それぞれの計画と連携しながら、樹林地や広々とした原っぱ、四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な環境を創出します（図 2.3.14 参照）。
- ・建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努めます。
- ・対象事業実施区域内の緑地を基本的には全てを改変する計画を予定している中で、緑地計画としては新たな緑地等の創出を目的に、公園区域内における草地保護区の設置等によって約16haに及ぶ草地環境の再生を中心とすること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場、外周道路等も含めた積極的な緑化を実施することとし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。
- ・対象事業実施区域内の草地は全て改変しますが、供用時には草地の整備や草刈り頻度の人為的な調整等の工夫による質の向上に努めながら、動植物の生息・生育環境として利用できる状態へと回復していく計画とします。
- ・植栽が行われる樹林地では、当該地域において以前から見られた里山環境に形成された群落の復元を目指し、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する計画を行うほか、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。
- ・緑地計画では、対象事業実施区域内における周辺緑地との連続性等に配慮することで貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断・改変を避けるようにします。
- ・公園整備事業において、草地保護区を設置することで、生き物と人との距離を確保するように配慮した空間を担保していきます。なお、草地保護区の一部にオープン式調整池を整備するほか、ビオトープや野鳥観察池等の人と自然との触れ合い空間の配置についても検討します。（図 2.3.15 参照）
- ・供用時において駐車場や野球場、球技場、テニスコート、陸上競技場等の運動利用等や通路等に設置される照明（園内灯）は、昆虫類が好む紫外線をカットし、誘引性を低減させるLEDランプや高圧ナトリウムランプを使用します。
- ・現況の中で対象事業実施区域内に分散している高茎草地（動物の生息環境となっているチガヤ群落）については、根茎の移植による集約化を図ることで、現況と同程度の質・機能を維持した植生の復元と動物の生息・繁殖環境の確保に努めます。
- ・現在、深谷通信所跡地内において広域に分布している低茎草地の環境は、事業に伴い一度は消失しますが、公園区域の見晴らしの丘や草地広場、墓園区域における臨時駐車場において、現状と同様な低茎草地の環境を可能な限り復元していくことに努めます。
- ・湿生草地についても現在と同程度以上で冬季でも水枯れのない湿生草地を草地保護区に復元します。なお、湿生草地の造成に際しては、工事着手前に現在の湿地から埋土種子が埋もれている表土を採取し、新たに造成される湿地に移設することで、現在の湿地草地と同様の植生の復元に努めます。
- ・対象事業実施区域内に草地保護区を設けます。保護区内は約2.9haの草地（高茎）を主としたまとまった草地（高茎）環境や草刈りの頻度を人為的に調整し、草丈の疎らな高茎草地・低茎草地をパッチ状に形成させた区間を設ける等、構成種や草丈が様々となる質の高い草地環境を創出・集約化を図ることで、草地（高茎・低茎）の生態系の維持・多様化や質の向上を図っていきます。



※ 緑地空間等は主に高茎の草地を主体とした空間、草地広場等は主に低茎の草地を主体とした空間です。

凡 例

□□□: 対象事業実施区域

■: 運動場・園路等

■: 納骨施設等

■: 草地広場等

■: 道路・駐車場等

■: 緑地空間等

■: 樹林等

資料:「深谷通信所跡地利用基本計画」(横浜市、平成30年2月)
を基に加工して作成。

図 2.3.14 主な緑地等の配置

2.3.12 緑の保全と創造

- ・公園及び墓園整備事業は、それぞれの計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指します。
- ・対象事業実施区域は、「横浜市景観計画」に定める景観推進地区ではありませんが、同計画が目指す良好な景観の形成に資するよう、対象事業実施区域内の緑化に配慮します。具体的には、建物（管理棟等）周辺、雨水調整池の緑化に配慮した計画を検討します。
- ・対象事業実施区域は、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」や本市の「緑の10大拠点」に指定されている下和泉・東俣野・深谷周辺地区に位置していることから、対象事業実施区域周辺の樹林地等の自然環境を一体的に保全・活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の街路樹の軸により、水と緑の回廊の形成を目指しています。そこで、公園及び墓園整備事業は、それぞれの計画と連携しながら、それらに配慮した計画とします。
- ・対象事業実施区域における植栽計画では、周辺地域のみどりの景観（水域、まとまったみどり、農地）と一体となった緑の骨格を形成や眺望や空間のまとまり、広がりや囲まれ感を特徴づける効果的な植栽配置といった考え方に基づき、「地域の緑の骨格形成」、「眺望点との調整」、「利用の楽しみ創出」等の方針を踏まえた植栽計画としています（表2.3.7及び図2.3.16参照）。
- ・墓園整備事業では、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に定める「墓地の構造設備基準」に従い、墓園区域を囲うように配置された樹林に加え、臨時駐車場の草地化等、墓園区域内に35%以上の緑地を設けることで、緑豊かな公園型墓園としていきます。なお、緑地の一部となる樹林植栽に際しては災害時の運用に配慮した配置としていきます。
- ・緑化に際して、郷土種中心の多様な植物の植栽に努め、適切な管理により、良好な環境を維持します。また、外周道路部分には、適切に植樹帯等を配置します。
- ・公園内の草地は「森づくりガイドライン」（横浜市みどり環境局環境活動事業課、平成25年3月）を参考に、環境特性に合わせた維持管理計画を作成し、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。

表 2.3.7 区域別の植栽計画

区域	植栽計画の内容
区域① 土地の履歴を継承する草地帯	・【草地】+【点在する高木】の景観を形成
区域② 広域的利用スポーツ施設を取り巻く重厚なみどり	・【常緑樹主体】スポーツ施設のボリュームに負けない重厚なみどり ・緑陰や滞留スペース等来園者の居場所を創出 ・地域のランドマークになるみどりの環境を創出
区域③ 土地の履歴を継承する草地帯	・【草地】+【点在する高木】の景観を形成 ・南側農地の連続した見通しに配慮
区域④ 深谷の生態系を守る草地保護区	・【草地】+【オープン式調整池の水辺※】+【点在する高木】の景観 ・草地を保護し、生物多様性に配慮 ・西側へ抜けた眺望を残す ・湿生草地の整備 ・オープン式調整池整備による水辺の創出 ・墓園の境界部の緑地と併せた環境づくり
区域⑤ 周辺樹林と一体となった樹林地等	・【ケヤキ・モミジ群落】等季節変化する樹木主体の樹林等の形成 ・西側の山々への眺望に配慮した落葉高木を植栽
区域⑥ 深谷の開放的な広場空間を継承する中央広場	・【芝生】+【点在する高木】の広場 ・木陰の創出等、来園者の活動に配慮した植栽づくり ・墓園の境界部の緑地と併せた環境づくり

※ オープン式調整池は、降雨時に一時的に雨水を貯留し、流出する水量を調整するための屋外開放型の貯留施設です。常時水が滞留しているものではありません。

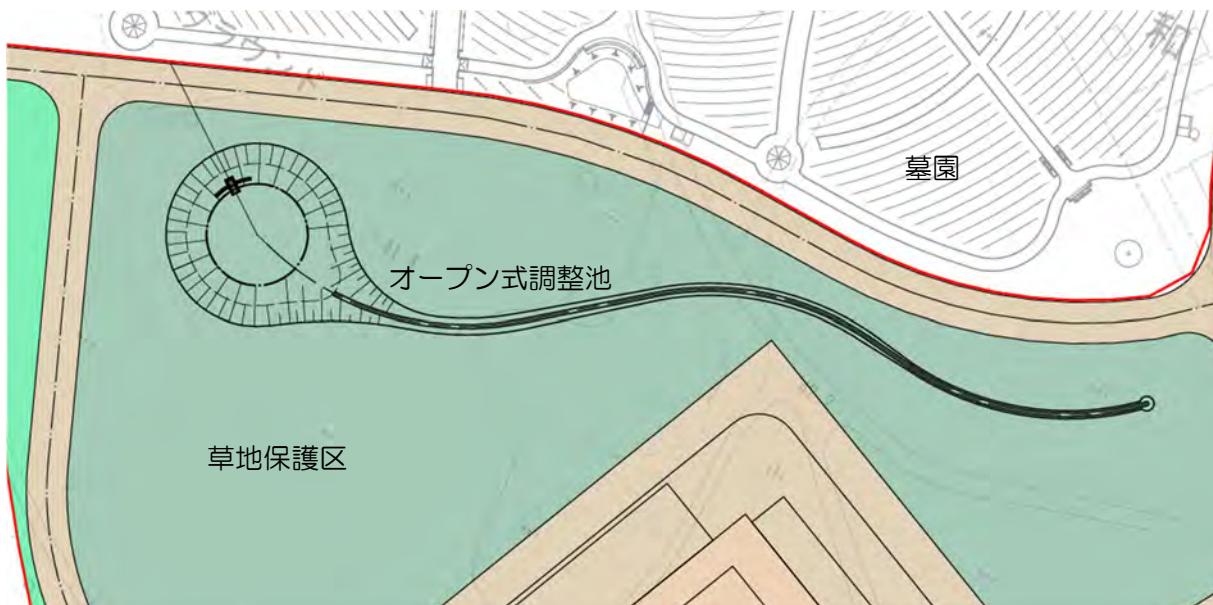
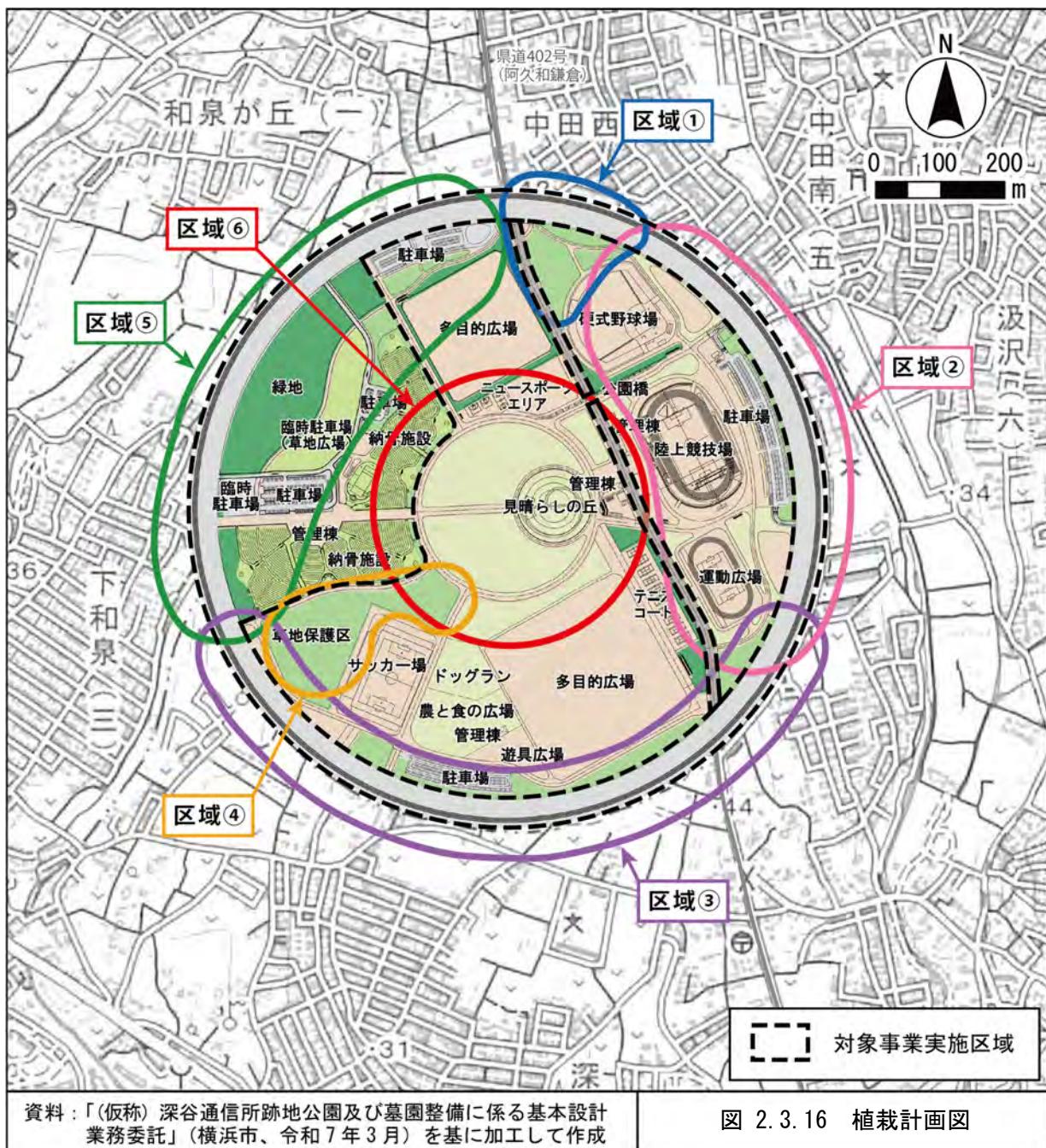


図 2.3.15 オープン式調整池の平面図



資料：「(仮称)深谷通信所跡地公園及び墓園整備に係る基本設計業務委託」(横浜市、令和7年3月)を基に加工して作成

図 2.3.16 植栽計画図

2.4 都市計画対象事業計画を立案した経緯

2.4.1 深谷通信所跡地の利用検討の経緯

これまでの深谷通信所跡地の利用検討の経緯は、表 2.4.1 に示すとおりです。

平成 16 年に返還方針が合意されてから、「米軍施設返還跡地利用指針」（横浜市、平成 18 年 6 月）や「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」（平成 23 年 3 月改訂）を策定し、跡地利用の方向性について検討してきました。平成 25 年 3 月には地元である泉区深谷通信所返還対策協議会（平成 22 年発足）から深谷通信所跡地利用計画案、戸塚区から区民意見が提出され、求める施設や機能等の要望が示されました。その後も泉区深谷通信所返還対策協議会及び戸塚区深谷通信所返還対策協議会（平成 26 年発足）において、跡地利用に関する検討を行ってきました。平成 26 年 6 月には、深谷通信所が米軍から国に返還され、「旧深谷通信所跡地利用基本計画の考え方」（横浜市、平成 26 年 9 月）を公表し、「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年 2 月）をまとめました。

表 2.4.1 検討経緯と内容

年月	検討内容等
平成 16 年 10 月	日米合同委員会における返還の方針の合意
平成 18 年 6 月	「米軍施設返還跡地利用指針」策定
平成 19 年 3 月	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」策定
平成 21 年 4 月～平成 22 年 1 月	深谷通信所提案公募事業（アイディアコンペ）
平成 23 年 3 月	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」改定
平成 25 年 3 月	泉区深谷通信所返還対策協議会から計画案、戸塚区から区民意見の提出
平成 26 年 6 月	返還
平成 26 年 9 月	「旧深谷通信所跡地利用基本計画の考え方」公表
平成 30 年 2 月	「深谷通信所跡地利用基本計画」策定

2.4.2 環境配慮検討の経緯

1) 対象事業実施区域の設定

(1) 公園整備事業

対象事業実施区域（公園）の設定にあたっては、公園整備事業の区域としました。県道402号（阿久和鎌倉）は、「かまくらみち」という歴史的な経緯や地元との協議により、現道のまま残すこととしました。そのため、配慮書では、県道402号（阿久和鎌倉）を事業計画区域の範囲に含んでいましたが、方法書では、対象事業実施区域（公園）から除くこととしました。準備書では、県道402号（阿久和鎌倉）に公園橋を建設することから、橋梁の設置個所を対象事業実施区域に追加しました。

なお、産業廃棄物最終処分場跡地の上部には、建物を配置しない計画で進めます。

(2) 墓園整備事業

対象事業実施区域（墓園）の設定にあたっては、園路等との連続性を考慮して、より利用しやすい墓園とするため、外周道路と一体的な整備を行うことから、墓園と外周道路を含めた区域としました。

なお、現段階でも設計の検討を進めており、産業廃棄物最終処分場跡地の上部には、建物や墓域を配置しない計画で進めます。

2) 施設規模、構造の検討

施設規模、構造の検討にあたっては、広域的な利用を想定しつつ、日常的な利用に合わせ、適切な規模の駐車場を分散して整備することとし、ヒートアイランド現象の抑制策として墓園区域内には35%以上の緑地を設けるほか、外周道路には街路樹を配置することで、夏の日差しを和らげる緑陰の創出から、日射の遮断や蒸発散作用等による気温の上昇抑制を図ります。

光害対策の照明計画の検討及び廃棄物発生量の低減等、環境負荷を最小限とする計画とし、今後詳細を検討します。駐車場の規模は、公園整備事業では、イベント開催時等に、墓園整備事業では、彼岸等、墓参のピーク時にも対応できる規模とします。雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用等の可能性について検討した計画とします。

対象事業実施区域内の緑地を基本的には全てを改変する計画を予定している中で、緑地計画としては新たな緑地等の創出を目的に、草地環境については再生を中心とすること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場等も含めた積極的な緑化を実施すること等とし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。

公園及び墓園整備事業は施工期間を3分割にし、段階的な整備を行うことで、動物に対する生息環境への影響の低減を図りながら実施します（図2.4.1参照）。

自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変ができる限り避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討した計画とします。

災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実に努めます。

現在の河川（水路）は埋め立てる計画ですが、同じ場所に有孔管で暗渠排水を設ける、雨水浸透ますを整備する等、地下水の水位変動ができる限り少なくなる計画とします。

公園整備事業において、草地保護区を設置することで、生き物と人との距離を確保するよう配慮した空間を担保していきます。なお、草地保護区の一部にはビオトープや野鳥観察池等の人と自然とが触れ合う空間の配置についても検討します。

対象事業実施区域内の施設の施工、改修にあたっては、長寿命化に努めます。

3) 環境影響回避・低減の検討

環境影響回避・低減の検討にあたっては、周辺地域の景観との調和に配慮して緑化等を検討するとともに、多くの人が集まる可能性がある駐車場や野球場、サッカー場や陸上競技場、テニスコート等の施設については、騒音や光害の対策として周辺の住宅地から十分な離隔を確保するため、周辺地域から離れた深谷通信所跡地のやや中央寄りに配置することとします。

工事の実施の際には、歩行者や利用者等の安全が確保できるよう、安全な工法等を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮します。

工区設定の際には、利用者の安全が確保できるよう、施工計画において配慮します。また、施工中は対象事業実施区域内では、工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保します。

公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対してホームページでの周知等を検討します。

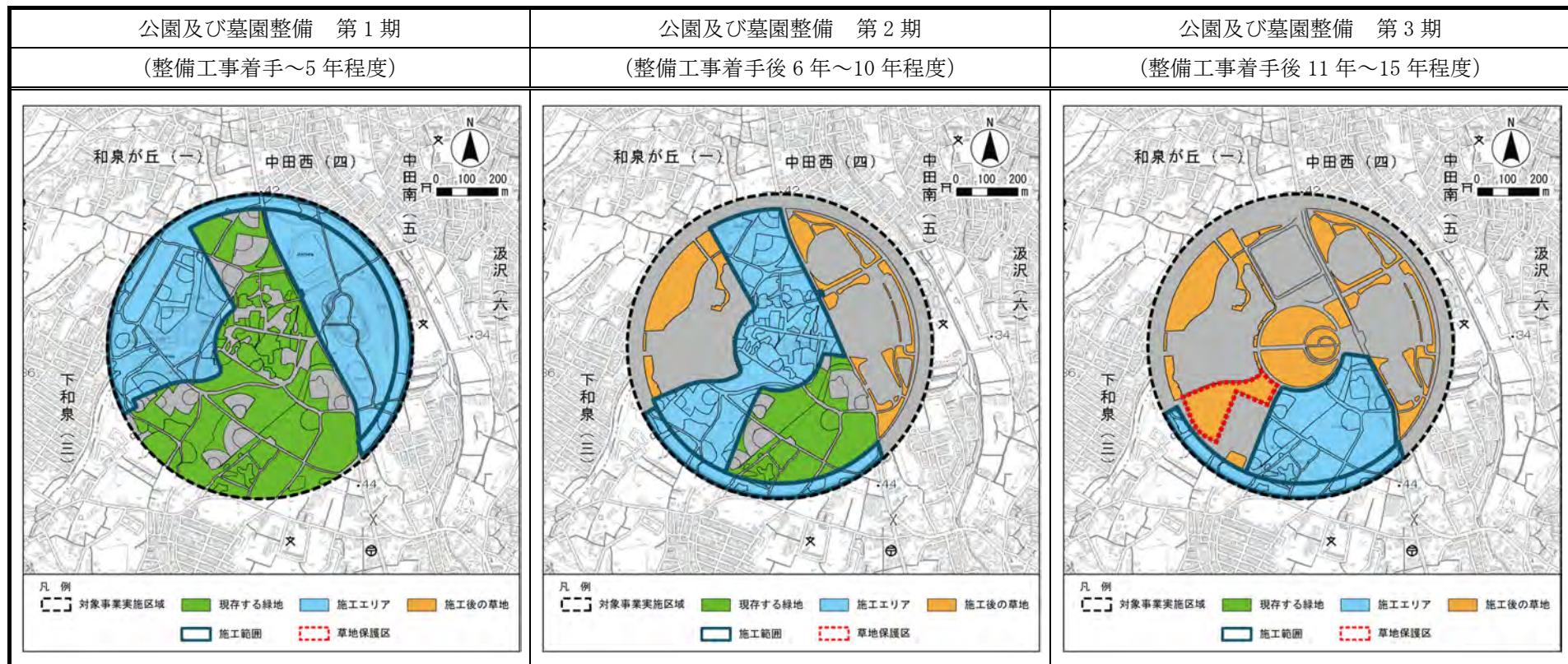


図 2.4.1 施工期間内における緑地保全箇所（施工ステップ別）